

会 務 報 告

(平成 17 年 8 月～平成 18 年 7 月)

◇**病理学教育を考えるワークショップ**：教育委員会のもとで、平成 17 年 8 月 6 日（土）、学士館分館（東京都）にて「第 7 回病理学教育を考えるワークショップ」が開催された。24 名が参加した。今回のワークショップにむけて、教育委員会では、病理学実習教育についてのアンケートを行った。結果は次の通りである。アンケート結果および今回のワークショップでの討議を踏まえて、平成 18 年度春期総会時にワークショップを計画した。

教育委員会報告（病理学実習教育の現状についてのアンケート結果）

恒吉正澄教育委員長から、「病理学実習教育の現状についてのアンケート調査」の結果報告が以下のとおりあったので、お知らせ致します。

社団法人日本病理学会
教育委員長 恒吉 正澄

アンケート結果の報告

医学教育は大きな変革の時期を迎え、各大学でチュートリアル教育や統合カリキュラムが導入されている。その中で、病理学実習（特に各論実習）をどのように組み込んでいくかは、大きな課題として残されている。日本病理学会では全国 80 大学の病理学教室に、病理学実習教育の現状についてアンケート調査を行った。その結果についてご報告する。なお、本アンケートの集計には日本医科大学病理学第一の富樫真由子先生に多大なご協力をいただいたことを付記する。

複数講座のある大学に対しても、回答は 1 つにまとめたいただいた。回答は 54 大学から頂き、回収率は 67.5% であった。多くの大学のご協力に対し、感謝申し上げる。

1. 病理学教育のカリキュラムについて（図 1）

病理学総論・各論としてカリキュラムがあるのは 37% となっており、特に各論を中心に統合化が進んでいる状況であった。

2. 肉眼臓器に関する実習について

(1) 肉眼臓器の実物を用いた実習を行っているのは、70% の大学であった。

(2) 肉眼臓器実習を実施するカリキュラムについて（図 2）

各論講義＋BSL 期間中に扱っている所が最も多く、各論講義中のみがこれに次いで多かった。カリキュラム毎に集計してみると、図 3 のごとく総論中・各論中ほぼ同数であった。

(3) 肉眼臓器の呈示を総論中に行う場合のカリキュラムについて（図 4）

総論で肉眼臓器を扱う大学の約 1/3 が、肉眼臓器実習時間を設けていた。これは回答のあった全大学中では 13% にあつた。

実習の時期は 3 年次が主体であり、一部の大学では 2 年次、early exposure の一環として 1 年次に取り入れている大学が 1 校あった。

(4) 肉眼臓器の呈示を各論中に行う場合のカリキュラムについて（図 5）

顕微鏡実習中に肉眼臓器も呈示するのが過半数（回答全大学中では 20%）であった。実習中に肉眼臓器呈示の特別な枠

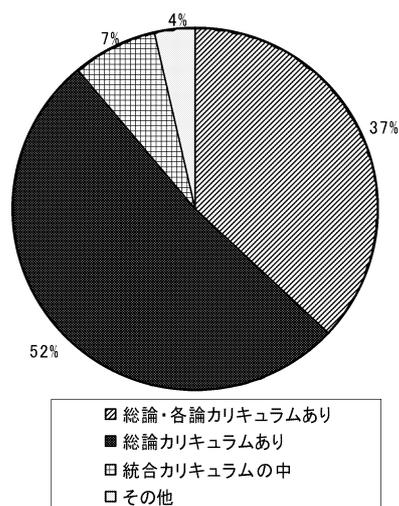


図 1. 病理学教育カリキュラム

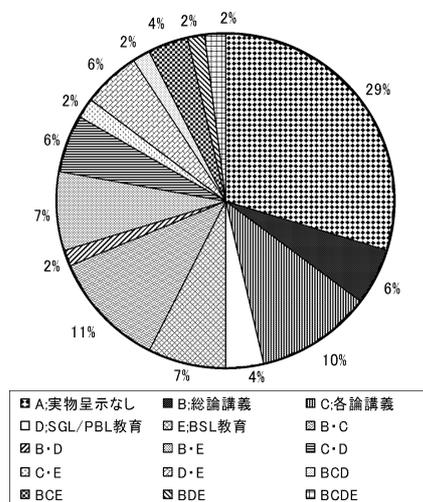


図 2. 肉眼臓器実習

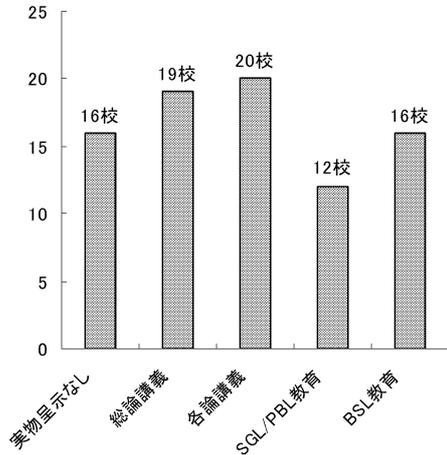


図3. 肉眼臓器実習—各カリキュラム内での実施状況—

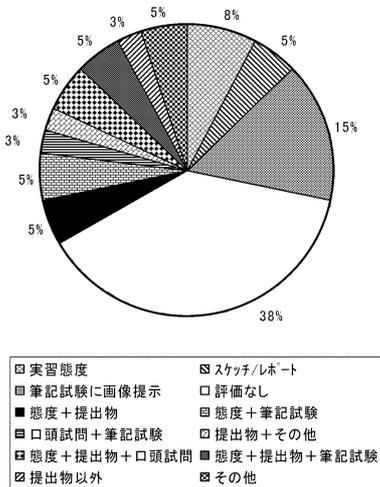


図6. 肉眼臓器を用いた実習の評価

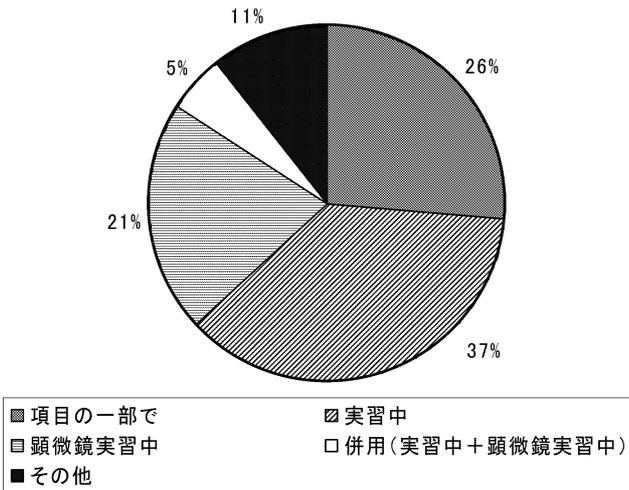


図4. 肉眼臓器実物呈示を総論講義で扱っている場合

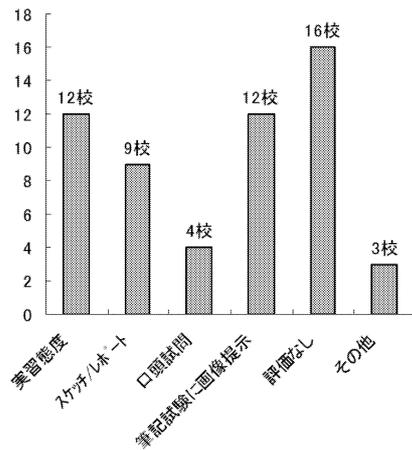


図7. 肉眼臓器を用いた実習の評価—実際の実施状況—

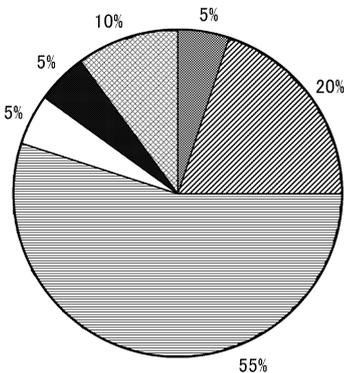
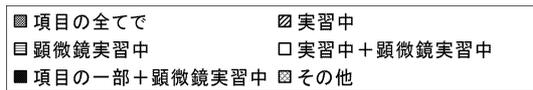


図5. 肉眼臓器実物呈示を各論講義で扱っている場合



を設けているのは約1/5であった。「その他」に入っているのは、病理学演習、剖検例呈示などの時間を設けている大学であり、各論実習として剖検症例を呈示しているのは4校であった。

- (5) 肉眼臓器呈示をSGL/PBLで行っている大学
実施しているのは11校(20%)であり、学年は2年次:1校, 3年次:5校, 4年次:5校であった。
- (6) 肉眼臓器実習をBSLで行っている大学
実施しているのは16校(30%)であり、学年は4~5年:1校, 5年:13校, 6年:2校であった。
- (7) 肉眼臓器実習の評価について(図6)

肉眼臓器実習については評価していない大学が1/3以上、筆記試験の中に画像などで加えている大学が15%であった。いくつかの評価方法を併用している大学も多く、個別の評価方法の取り入れについて集計すると図7のようであった。

- (8) 肉眼臓器実習の利点・欠点について

A. 利点

- 学生のモチベーションがあがる
実物に触れることの意義（病変の感触）/学生の興味がわく/印象に残りやすい, など
- 病理学の理解度が増す
理解度が深まる/解剖学的知識の復習になる/病理のイメージが掴みやすい/病変の形や大きさを掴みやすい(心奇形の実物など)/肉眼→組織, 組織→肉眼の関連付け, マクロ・ミクロの対比が可能/症例組織実習に対応/国試対応になる, など
- 症例に則した学習ができる
剖検例 (CPC・BSL) で全臓器を観察できる/臨床的問題点と病理像の関連が明確になる/画像診断との対比が可能/BSLで2例並列しているので, 対比させながら所見を取れる, など
- 実習準備に手間がかからない
臓器 museum の整備をすれば実習準備の手間がいらぬ, など

B. 欠点

- 臓器保存などの問題
ホルマリンの臭い (ホルマリン・アレルギーの学生)/シリコンの変形, 作成に手間がかかる/実習中の破損, 乾燥/保管が大変 (場所, カビ), ミュージアムの管理が難しい, など
- 限られた臓器しか観察できない
系統的な呈示ができない/病変・臓器に偏りがある/多数の疾患の特徴的肉眼像を呈示できない/画像との対比が不十分/切り出し後の臓器では, 適切な肉眼標本にならない, など
- 症例の問題
倫理的な問題/適当な症例を揃えるのが難しい/CPCなどでは特徴的な症例とは限らない/組織との対比ができる症例を揃えるのが難しい/外科手術標本に触れる機会がない, など
- グループ学習となる点
ケーススタディーでは, 他のグループの扱う症例を見られない/全学生を対象とするには準備が大変で, 限られた学生しか対象にできない/多人数では観察が不十分, など
- 時間数・教員負担の問題
時間が短い/組織実習と一緒に行うと肉眼観察が疎かになる/短時間で効果を挙げることは困難/スタッフの負担が大きい (水洗などの準備, 臓器運搬などを含めて), など
- 評価の問題
実習の評価が難しい, など

(9) 肉眼臓器実習に関するご意見

肉眼実習の重要性は明かだが, 系統化した実施は困難/学生の評判は良い/多人数を剖検室には入れられない。ビデオなどの活用か? /時間をどのように取るかが問題。特別な時間枠を設けられるか? /時期的に: 低学年でのモチベーション, 高

学年での症例検討/手術標本にも触れる機会が必要だが, 時間的に難しい, などの意見があった。

3. 病理組織実習について

病理組織実習を行っていない大学はなかった。組織実習を実施するカリキュラムは, 総論+各論, 総論+各論+SGL/BSL教育, 各論のみ, の順であった (図8)。実習を実施するカリキュラムからみると, 各論の時間に設定されているものが最も多かった (図9)。

(1) 総論実習

1) 実習の時間について (図10)

総論実習を行っている大学に, 実習時間の増減について質問した。減った大学と, 不変の大学が, それぞれ1/3強を占めた。

2) 統合カリキュラム内での総論実習について

実習を講義と連動させているのが13校, 講義と無関係に行っているのは2校であった。他の基礎医学系実習と関連

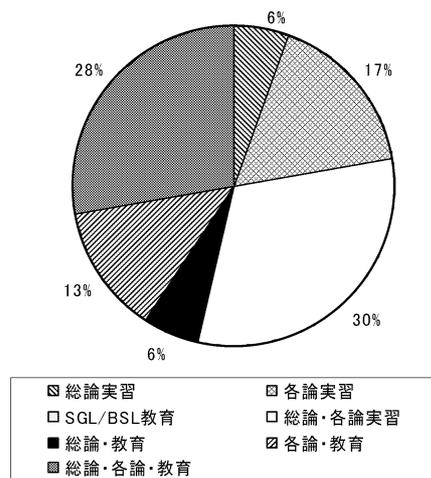


図8. 病理組織実習

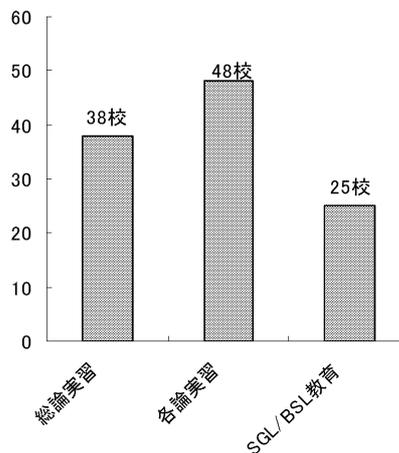


図9. 病理組織実習—各カリキュラム内での実施状況—

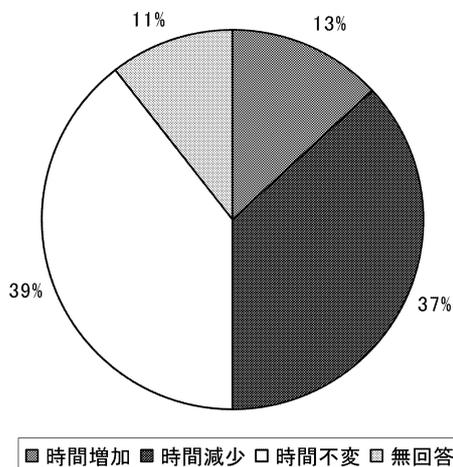


図 10. 総論実習の実習時間

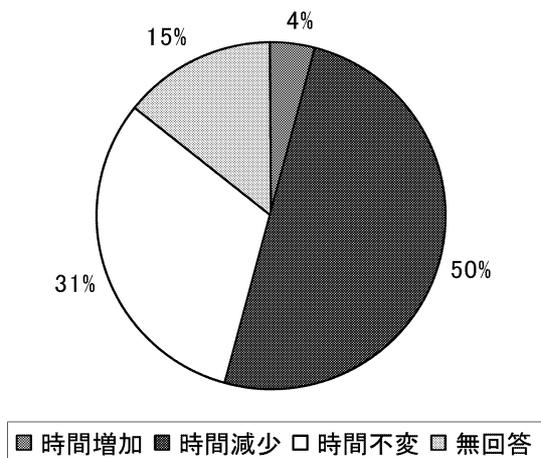


図 11. 各論実習の実習時間

を持たせている大学はなかった。

(2) 各論実習

1) 実習の時間について (図 11)

各論実習を行っている大学に、実習時間の増減について質問した。減った大学が50%を占めた。

2) 統合カリキュラム内での各論実習について

臓器別カリキュラムで講義と運動ありが25校、なしが4校であった。

統合カリキュラム内で、実習の期間をある程度集中しているのが5校、分散しているのが23校であった。

各論実習と他の基礎医学系実習に関連付けありが3校、なしが24校であった。

(3) SGL/BSL での組織実習

1) 実習の時期と内容

1-2年のPBLで実習を行っているのが1校で、残りは4-5年のSGLやBSLでのCPC、症例検討を実施していた。内容を発表をさせる、レポートを出させるなどを行って

る大学が多く、外科病理を用いての症例検討を行っている大学も見られた。

2) SGL/BSL 教育での実習の利点と欠点

A. 利点

- 学生のモチベーションが高まる
症例の則しているので興味を抱く/低学年でのモチベーションに良い/学生自身が問題意識を持って取り組む、など
- 病理学の役割についての理解が増す
病理学の医療における役割の理解/病理が身近になる、具体的なものになる/病院病理部の業務の理解/臨床研修への導入
- 疾患について臨床と病理を通じた系統的な理解が進む
ポイントを掴みやすい/実際の症例へのアプローチ法や、病理の大切さを学ぶ、など
- 少人数による、教員との関わり
- 学習に付随する内容 (教育効果)
発表のしかた (研究会方式, CPC 形式) /論文形式のまとめ/文献検索の方法、などの教育の機会となる。

B. 欠点

- 時間数の問題
- 教育内容の問題
系統的な教育が困難/学生やグループにより症例が異なる/担当症例以外の学習効果は? /適切な症例 (データが揃った症例) が少ない、など
- 教員の問題
マンパワー不足/担当教員間の連絡不足、など
- 学生側の問題
学生により意欲に差がある (グループにより差がある, 意欲のない学生は、さらに疎外される) /学生側の基礎知識不足 (実習時期とも関連, など)
- 評価の問題

評価方法が難しい/成果を公表する場 (学内誌や学会) が必要

(4) 組織実習の方法について

顕微鏡を用いているのが51校で94%を占め、画像を用いているのが1校 (2%), 両者を併用しているのが2校 (4%)であった。

(5) 組織実習の評価方法について (図 12, 13)

単一の評価方法ではスケッチなどの提出物によるものが最も多かったが、約6割の大学では複数の評価方法を併用していた (図 12)。

併用されるものの中では態度・提出物・筆記試験のいずれか2つまたは3つの組み合わせが多かった (図 13)。採用されている評価方法を個別にみても、提出物が最も多く、次いで実習態度、筆記試験の順であった (図 14)。

(6) 組織実習の利点・欠点について

A. 利点

- 学生のモチベーション

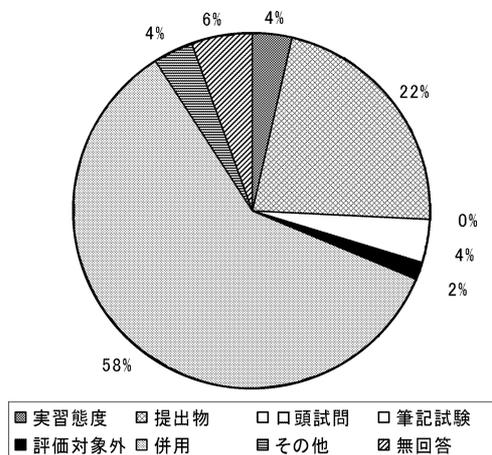


図 12. 病理組織実習の評価

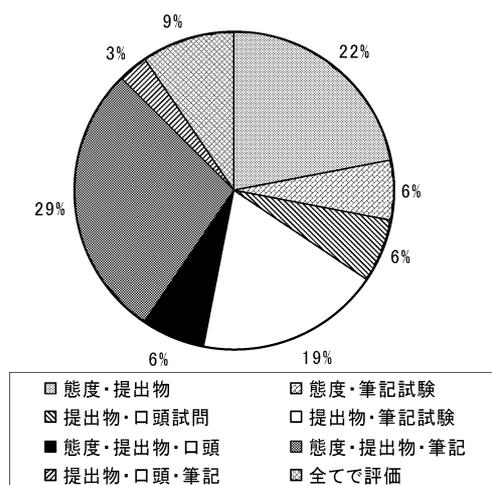


図 13. 病理組織実習の評価一併用のパターン

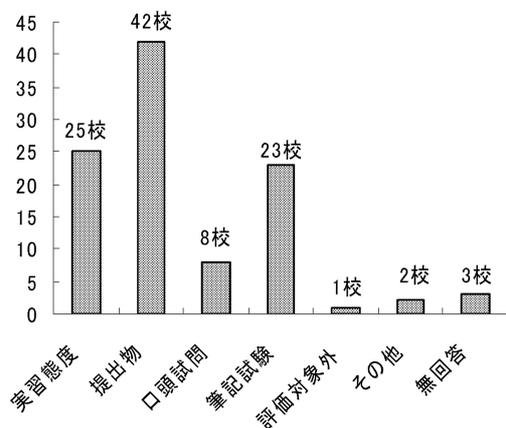


図 14. 病理組織実習の評価一各選択肢における実施状況一

臨場感がある

・学生との関係

密に接することができる/マンツーマンで教えられる,質問を受けられる/きめの細かな指導が可能/スケッチなどで個々の理解度を計れる/学生間の討議・グループ学習としての利点・ディスカッション形式, など

・教育効果

組織学の復習, 不足分の補習/講義で得た知識の確認/観察しながら書く(スケッチ)が大切(画像では受身になる)/生で見ることが大切/顕微鏡操作の習熟/形態情報の可能性と限界を伝えられる/疾患を具体的に把握, 理解/剖検例の症例検討が有用/病理診断の体験, 病変を自ら検索/大学院生の参加/実習ハンドアウトの作成, CDの作成, など

・多数の標本を見られる

ある程度の疾患が網羅される/典型例を呈示できる/系統的, 講義に添った実習, など

B. 欠点

・カリキュラムの問題

時間不足/コアカリキュラム導入による時間数の削減/肉眼実習の時間が取れない/講義との連携が悪い/正常組織学講義との連携不足, など

・教員の問題

数が足りない/負担が大きい/熱意によって差が出る/時間外の実習希望者への対応, 時間延長の負担, など

・学生側の問題

基礎知識(組織学など)レベルの低下/習得度の個人差, 熱意によって差が出る/意欲のない学生は無為に時間を過ごす/スケッチの丸写し/実習試験過去問以外の標本に興味を示さない, など

・教材の問題

標本の破損, 退色/疾患に限られる, 症例が限定されて画一的/症例数に限りがある/機器の準備が大変, 顕微鏡の性能/実習室の構造から, SGLが困難/肉眼標本, 外科病理材料の取り入れの問題, など

・評価の問題

理解度を測るのが難しい/レポート, スケッチの評価に時間がかかる/スケッチ評価は教員間での差がある/絵の上手・下手で左右される/知識の定着率が悪い, など

(7) 病理組織実習についてのご意見やお考え

- 1) 顕微鏡実習は重要, 継続する 12 校
- 2) パーチャルスライドについて (5. で別の設問あり)
 - 考慮したい, 補助手段として考える 15 校
 - 効果があるのか? 1 校
 - 高価すぎる 1 校
- 3) 症例を用いた臨床病理学的実習 4 校
- 4) 教育内容の問題
 - 病理組織学的知識をどこまで教えるか?
 - 統合カリキュラム内での病理の役割は?

実習方法として、写真撮影や口頭発表などの検討

受け持ち患者の標本を自分で見るような臨床医の育成

5) 学生との関わり

コミュニケーションの場としても重要

4. 独自の病理学実習について

(1) CPC, ケース・スタディについて

CPC, ケース・スタディーによる実習を挙げた大学が28校あった。(設問の関係で、これらを実施していても「独自の实習」に入れていない大学もある)

1) CPC, ケース・スタディーの時期

28校中では、希望者のみが5校, 2年次3年次が2校, 高学年での実施が21校であった。

2) CPC, ケース・スタディーの利点・欠点

A. 利点

学生の評判が良い/モチベーションが高まる/学生が自分で考える機会になる/臓器ではなく、個体として捉えられる/臨床病理・検査所見・剖検所見の全てを解析し、真の統合的医学教育が可能/発表を行わせることによる効果, など

B. 欠点・問題点

人的・時間的負担が大きい/対費用効果が低い/指導教官による格差/適当な対象症例をそろえることが難しい/個人情報保護の問題/実施学年が問題/国家試験との関連が薄い?/学生側の慣れ/出席率が低い/臨床医の協力が得られない/グループの人数の問題/評価の問題, など

(2) SGL について

SGLの問題点については、学生が十分について来られない/休日が入った場合の対応が問題/指導教官による格差/チューター, 指導教官の数/部屋の問題, などが挙げられた。

(3) BSL について

BSL についての意見としては、外科病理実習を取り入れている/医療中の病理の役割を具体的に示すことができる/BSL 中の症例について CPC 参加を求めている, などがあつた。

(4) その他の問題点

自由意見の中の問題点として、統合カリキュラム内の各論が、学生の勉強対象から外れている/剖検見学とプライバシーの問題はどう考えるべきか, などがあつた。

5. 教育委員会主催のワークショップについて

(1) 病理学実習のあり方というテーマは大学にとって役に立つと思うか

役に立つ: 68%, あまり役に立たない: 17%, 不要: 2% との回答を頂いた。(無回答: 13%)

(2) バーチャル・スライドについて (図 15)

取り入れたい, 取り入れを検討する, を合わせると 90% であつた。教材として併用を考えると大学が多いようである。内容も問題であるが、導入費用が高額なることを危惧

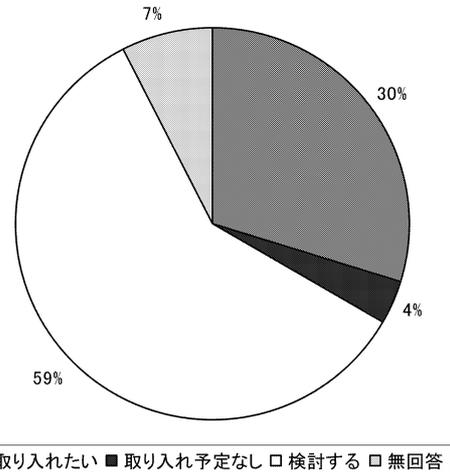


図 15. バーチャルスライドについて

する声が多かった。学生用のコンピュータが整備されていればその他の費用はほとんど不要であり、利用方法や費用についての実際を示していく必要があると考えられた。

(3) ワークショップ, シンポジウムのテーマについて

統合カリキュラムの中での病理学教育のあり方 (医学教育中の病理学の役割), 病理学教育を魅力あるものにするために (病理医志望者を増やすためには?, 学生を交えたワークショップ, わかりやすい授業のしかた), 細胞診の扱い, などの意見が寄せられた。

○平成 18/19 年度役員 (理事・監事) の選出について: 選挙管理委員会は、社団法人日本病理学会次期 (平成 18/19 年度) 役員選出のために選挙を行った。その結果につき、原正道選挙管理委員長名で、以下のとおりお知らせした。

平成 18/19 年度役員 (理事・監事) の選出について (お知らせ)

平成 17 年 11 月 1 日

社団法人 日本病理学会

選挙管理委員長 原 正道

社団法人日本病理学会選挙管理委員会は、平成 18/19 年度役員 (理事・監事) 選出のため、役員立候補の公募・選挙を実施し、所定の役員を選出決定 (記の 1) しましたので報告いたします。なお、このたびの役員・理事長選挙は、次の日程で行われました。

第 1 回委員会 (6 月 2 日): 役員選挙の公示文書および選挙の概要の確認。6 月 20 日付けにて、役員候補者の公募を通知。

第 2 回委員会 (8 月 2 日): 役員立候補者の確認。8 月 20 日付けにて、立候補者が定員を超えた選出区分において選挙公示。正会員数 3,873 名 (8 月 20 日現在) による投票 (9 月 9 日消印有効)。

第 3 回委員会 (9 月 13 日): 役員選挙開票・選出 (記の 2)。投

票数1,672通、投票率は43.2%(9月13日)。ただし、役員立候補者が定員内の選出区分については、無投票当選者を確認・選出(記の3)。理事長選挙への所信表明の公募(9月30日締切)。

第4回委員会(10月4日):理事長選挙の公示文書の確認。10月11日付けにて、理事長選挙の公示。正会員数3,881名(10月11日現在)による投票(10月28日消印有効)。

第5回委員会(11月1日):理事長選挙開票・選出(記の4)。投票数1,281通、投票率は33.0%。結果は、立候補ではないため、次点まで掲載。

記

1. 平成18/19年度役員(理事・監事)選出

理事長	長村義之
理事	青笹克之
理事	深山正久
理事	林良夫
理事	樋野興夫
理事	井内康輝
理事	黒田誠
理事	真鍋俊明
理事	中島孝
理事	中沼安二
理事	根本則道
理事	小川勝洋
理事	岡田保典
理事	坂本穆彦
理事	笹野公伸
理事	澤井高志
理事	居石克夫
理事	恒吉正澄
理事	堤寛
監事	松原修
監事	手塚文明

(氏名は、役名ごとにABC順で記載)

2. 役員選挙投票結果

○地方区選出理事(1名)

	順位	氏名	得票数	
1-3 関東	1.	中島孝	341票	当選
	2.	内藤善哉	248	次点

内訳; 会員数1,448名、投票数(率)597票(41.2%)、有効投票数589票

○全国区選出理事(11名)

順位	氏名	得票数	
1.	長村義之	749票	当選
2.	真鍋俊明	738	当選

3.	深山正久	699	当選
4.	黒田誠	632	当選
5.	恒吉正澄	570	当選
6.	堤寛	547	当選
7.	根本則道	467	当選
8.	笹野公伸	453	当選
9.	坂本穆彦	419	当選
10.	岡田保典	382	当選
11.	樋野興夫	309	当選
12.	上田真喜子	290	次点
13.	覚道健一	285	
14.	安井弥	273	
15.	落合淳志	227	

内訳; 会員数3,873名、投書数(率)1,672通(43.2%)、有効投書数1,587通、総投票数7,043票、有効投票数7,040票

3. 無投票当選者

○地方区選出理事(6名)

1-1	北海道	小川勝洋	当選
1-2	東北	澤井高志	当選
1-4	中部	中沼安二	当選
1-5	近畿	青笹克之	当選
1-6	中国四国	井内康輝	当選
1-7	九州沖縄	居石克夫	当選

○全国区選出理事(口腔病理部会長兼務)1名

林良夫 当選

○監事2名

松原修 当選
手塚文明 当選

4. 理事長選挙投票結果

○理事長

順位	氏名	得票数	
1.	長村義之	480票	当選
2.	深山正久	243	次点

内訳; 会員数3,881名、投書数(率)1,281通(33.0%)、有効投票数1,227票

以上

◇「日本病理学会学術集会の改革案」に関する支部会・ホームページでのアンケート調査について

標記の件について、学術・研究合同委員長より、以下のとおり報告がありましたのでお知らせいたします。

平成 17 年 11 月 7 日
 社団法人 日本病理学会
 学術委員長 岡田保典

「日本病理学会学術集会の改革案」に関する支部会・ホームページでのアンケート調査（まとめ）

全国各支部とホームページでのアンケート調査により、合計 75 件の返事を回収・解析いたしました。以下に報告いたします。提案した項目に関しては、賛否だけでなく、貴重なご意見をいただきました（詳しくはホームページをご覧ください）。アンケート調査に協力いただきました会員の皆様に心から感謝申し上げます。

(1) 春期学術集会：「診断講習会・臓器別講習会」の多くを早朝・夕方および秋期学術集会に移動し、一般発表演題との重なりを少なくする。また、宿題報告は 1 会場で行い plenary を維持する。

回答率：88%

賛成：42 件 → 64%

反対：7 件 → 10%

その他：17 件 → 26%

（無回答：9 件）

(2) 秋期学術集会：「A 演説（7～8 件）」と「診断シリーズ（2 件）」は 1 会場で行い plenary を維持するが、「B 演説」や「シンポジウム」は複数会場で行い、「診断講習会・臓器別講習会」や「公募演題」を適宜導入することで世話人の自由度を広げる。また、秋期学術集会の参加単位数を 10 点から 20 点に上げる。IAP、病理技術講習会、スライドセミナー、診断講習会・教育講演などを効果的に連動させる。また、「B 演説」のあり方についてはさらに検討する。

回答率：80%

賛成：30 件 → 50%

反対：3 件 → 5%

その他：27 件 → 45%

（無回答：15 件）

(3) 学術集会プログラム調整委員会：春・秋学術集会の統一性を保つため、コアになる「シンポジウム・ワークショップ」「診断講習会」や学術集会に連動する「講習会」「講演」「その他のイベント」などの設定に助言を与える学術集会プログラム調整委員会を立ち上げ、これらの乱立をさけることで同時進行する会場数を減らす。

回答率：65%

賛成：36 件 → 74%

反対：7 件 → 14%

その他：6 件 → 12%

（無回答：26 件）

(4) その他、全体を通して意見

回答率：44 件 → 59%

（無回答：31 件）

◇技術講習会 — 分子病理学の基礎技術 5 —：笹野公伸（東北大学）のもとで、平成 17 年 11 月 16 日（水）、東京大学にて実施され、107 名が受講した。講師は、モデレーターとして笹野公伸教授があたったほか、講義は長谷川匡（札幌医科大学）、佐藤雄一（北里大学）、堤 寛（藤田保健衛生大学）、久岡正典（産業医科大学）、田中 博（サイファージェン・バイオシステムズ）の各氏が担当した。

◆第 51 回秋期特別総会（平成 17 年度）：東京大学を世話機関として深山正久、宮園浩平の両世話人のもとで、平成 17 年 11 月 17 日（木）～18 日（金）の 2 日間、東京大学大講堂にて開催された。記念講演 2 題、A 演説 10 題、B 演説 2 題、シンポジウム 1 件 6 題、病理診断シリーズ 2 題、メッセージ 1 件およびランチョンセミナー 5 件の発表と討論が行われた。

記念講演（2 題）

- (1) 広橋説雄（国立がんセンター研究所）：若き病理医/病理学者へのメッセージ
- (2) 吉田謙一（東京大学法医学）：法医学からのメッセージ医療関連死届出・解剖・調査の近未来について

A 演説（10 題）

- (1) 長尾俊孝（東京医科大学病理診断学講座）：唾液腺腫瘍における臨床病理学的研究と新たな疾患単位の提唱
- (2) 今井康雄（獨協医科大学病理学人体分子）：薬物トランスポーターBCRP/ABCG2 の Estrogen による機能調節
- (3) 櫻井信司（群馬大学大学院医学系研究科応用腫瘍病理）：Gastrointestinal Stromal Tumor (GIST) の病理
- (4) 菅井 有（岩手医科大学医学部臨床病理部門）：分離腺管を用いた消化管腫瘍の分子病理学的解析
- (5) 稲垣 宏（名古屋市立大学大学院医学研究科臨床病態病理学）：MALT リンパ腫と *API2-MALT1* キメラ遺伝子
- (6) 藤井博昭（順天堂大学医学部病理学第二講座）：癌肉腫の組織発生とその発育進展様式の分子病理
- (7) 今村隆寿（熊本大学大学院医学薬学研究部分子病理学分野）：細菌プロテアーゼによる血管透過性亢進と凝固誘導作用の解析
- (8) 近藤英作（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科病理病態学分野）：悪性リンパ腫増殖の分子機構と難治性腫瘍増殖抑制へのアプローチ
- (9) 三枝 信（北里大学医学部病理学）：変異型 β -カテニンによる子宮内膜癌細胞の増殖抑制・分化誘導機構の証明
- (10) 高桑徹也（大阪大学大学院医学系研究科病態病理学）：慢性炎症から発症するリンパ腫発生機構の分子生物学的研究

B 演説（2 題）

- (1) 服部日出雄（千種病理研究所）：神経線維腫にみられる空胞状細胞の免疫組織学的検討

- (2) 全陽(金沢大学医学部附属病院病理部)中沼安二: 腭外に発生する自己免疫性膵炎関連病変 (IgG4 関連病変) の病理学的検討

シンポジウム(1件6題) — 時空間に挑戦する病理学。見えなかったものを可視化する。—

- (1) 松田道行(大阪大学微生物病研究所情報伝達分野): RhoファミリーG蛋白の時空間制御機構
 (2) 油谷浩幸(東京大学先端科学技術研究センター) 他: アレイ解析によるMolecular Karyotyping
 (3) 楠見明弘(京都大学再生医科学研究所/JST-ICORP膜機構プロジェクト): 細胞膜上の短寿命プラットフォーム形成によるシグナル変換: 1分子追跡/1分子操作による研究
 (4) 河西春郎(東京大学大学院医学系研究科疾患生命工学センター) 他: 2光子励起顕微鏡による開口放出の可視化
 (5) 須田年生(慶應義塾大学医学部発生・分化生物学): 造血幹細胞のニッチ
 (6) 渡部徹郎(東京大学大学院医学系研究科分子病理学講座) 他: 胚性幹(ES)細胞から血管・リンパ管内皮細胞への分化の可視化

病理診断シリーズ(2題)

シリーズ29 堤 寛(藤田保健衛生大学医学部病理学): 感染症の病理~感染症医療における病理診断の重要性と病理医の役割~

シリーズ30 下田忠和(国立がんセンター中央病院臨床検査部): 胃生検診断における形質発現の意義

口腔病理からのメッセージ

朔 敬(新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔病理学分野): 「口腔粘膜表在性癌」の疾患概念の提唱: 上皮内癌の病理組織診断基準再検討を中心に

○今後予定されている総会は、以下のとおりである。

- 1) 第95回(平成18年度)総会
 世話機関: 杏林大学
 会長: 坂本穆彦教授
 会期: 平成18年4月30日(日),
 5月1日(月)~2日(火)
 会場: 京王プラザホテル
- 2) 第52回(平成18年度)秋期特別総会
 世話機関: 和歌山県立医科大学
 代表世話人: 覚道健一教授
 会期: 平成18年11月23日(木)~24日(金)
 会場: ダイワロイネット和歌山
- 3) 第96回(平成19年度)総会
 世話機関: 大阪大学
 会長: 青笹克之教授
 会期: 平成19年3月13日(火)~15日(木)
 会場: 大阪国際会議場

◇上記特別総会に関連して開催された理事会および総会につい

て: 平成17年11月16日(第51回秋期特別総会の前日)に学会分館(東京)にて理事会を, 11月17日には東京大学大講堂(安田講堂)にて総会を開催した。これらの理事会, 総会では, 理事長報告, 各種委員会委員長報告を行った。

協議事項としては, 総会では, 平成18年度/19年度役員(理事・監事)の選任, 平成18年度事業計画並びに収支予算, 「病理専門医制度規程」および「口腔病理専門医制度規程」の改定, 第53回(平成19年度)秋期特別総会世話人および第97回(平成20年度)総会会長について協議し, それぞれ原案のとおり決定した。

理事会では, 「病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則」, 「資格審査および試験についての細則」の制定, 「学術委員会内規」, 「病理専門医研修施設認定審査細則」, 「病理専門医研修施設登録・確認取扱細則」の改定, Pathology International 編集長(Editor), 第96回(平成19年度)総会宿題報告担当者, 平成18年度秋期学術集会シンポジウム演題, 病理診断シリーズの演者, 第7回(平成17年度)会員の海外派遣者, 第6回(平成18年度)海外病理学会会員の招聘者, 第5回(平成17年度前期)海外病理学会参加支援者, ドイツ派遣研究(留学)者, 英国病理学会への出席者, 平成17年度上期新入会員, 「名誉会員の逝去に関する理事会申し合せ事項」, 「医療関連死関係専門委員会(仮称)の設置」について, それぞれ協議して決定した。

また, 名誉会員の有資格者名簿を整理・確認し, 推戴に向けて作業を始めた。

なお, 病理学会学術集会の改革, 褒賞制度の変更, 「“ネクロブシー”と部分解剖に関する見解(中間報告)」の各案は保留となり, 各委員会から再度の提案を待つことにした。

◇理事会: 平成17年11月16日(水)の理事会には森 茂郎, 坂本穆彦, 岡田保典, 長村義之, 青笹克之, 林 良夫, 樋野興夫, 覚道健一, 黒田 誠, 中沼安二, 根本則道, 小川勝洋, 佐野壽昭, 恒吉正澄, 堤 寛, 安井 弥(以上理事), 真鍋俊明, 松原 修(以上監事), 深山正久(第51回秋期特別総会世話人), 海老澤達也, 大藪いづみ, 菊川敦子(以上事務局)の各氏が出席した。森理事長の司会により議事を進めた。議事録に署名する出席者代表に覚道健一, 恒吉正澄両理事が指名された。

○報告事項

1. 理事長報告

- (1) 次期役員選挙のための選挙管理委員会委員は, 原 正道(横浜市立大学)委員長, 黒住昌史(埼玉県立がんセンター), 松本俊治(順天堂大学), 太田秀一(昭和大学), 田久保海誉(東京都老人総合研究所)の5名に決まった。理事会では, 新たな方式として自薦者(立候補制)による拘束名簿方式を採用し, 役員立候補は, 全国・支部・口腔担当の各理事および監事の4つのカテゴリーで公募することにした。これらを受けて委員会では, 重複立候補を受け付けないこと, 支部で立候補が1名の場合は無投票当選, 立候補がない場合, は再公募すること, 立

候補者が定数に満たない場合も再公募することなどを確認した。新役員および新理事長選挙が実施され選出された（協議事項）。

- (2) 内保連の委員は、長村義之（継続）、斉藤 澄の2名、また、外保連の委員は、長村義之（継続）、斉藤 澄、逸見明博、大倉康男の4名に決定した。
- (3) 「病理専門医の機能に関する小委員会」（堤 寛委員長）は、委員会の検討事項を中間報告として公表した。一方、9月15日に衛生検査所代表との懇談会に森 茂郎理事長、長村義之病理専門医部会長、黒田医療業務委員長が参加して、「病理診断施設の設置」に関する事項等について意見交換を行った。
- (4) 「病理検査技師との関係に関する小委員会」（中島 孝委員長）は、委員会の検討事項を中間報告として公表した。
- (5) 個人情報保護法の施行を受けて本学会全般並びに事務局職員の情報管理、患者情報等を統一的に保護するため規則作成を広報委員長が中心となって検討中である。
- (6) 本学会事務局のメールアドレスが9月末で使用できなくなったので、UMINにて新たにアドレスを取得した。
- (7) ホームページを広報委員会で刷新した。委員会は、本年度の公募事業計画を会報、ホームページに示した。
- (8) 「第2回日本病理学会カンファランス(2005 道後)」は、能勢真人（愛媛大学）・林 良夫（徳島大学）両世話人のもとで121名の参加を得て開催された。
- (9) 本学会の機関誌である Pathology International の出版権、著作権および使用権に関するルールが変わって新しい時代に対応したものにする必要が生じたため、本誌発行の出版社である Blackwell Publishing Asia と話しあった。欧米の流れに沿った形にする予定である。
- (10) Pathology International の発行契約は5年経過するので、Blackwell 社と契約の更新中である。
- (11) 医師臨床研修制度における病理部門への研修状況およびCPC研修の状況について、大学病院、認定病院にアンケート調査を行った。
- (12) 病理専門医研修指導医、病理専門医研修指導責任者を、また、「資格審査および試験についての細則」を新たに設置することにした（協議事項）。
- (13) 社会保険小委員会（斉藤 澄委員長）は、平成18年度診療報酬改訂にむけて本学会としての要望書をまとめ、内保連に提出した。5月13日、9月14日に厚生労働省保険局医療課で「保険点数の点検に関するヒヤリング」があり、病理側の要求説明を行った。
- (14) わが国における病理医の適正配置の調査は、進行中である。
- (15) 病理科標榜については、病理診断体制専門委員会（水口 國雄委員長）で、これまでの経過を踏まえ、新たな視点で活動している。10月31日に厚労省医政局総務課担当官と話し合い、併せて「病理診断施設の設置」の可能性

についても説明した。

- (16) 国際交流委員会（笹野公伸委員長）では、海外派遣候補者等を決めた（協議事項）。なお、ドイツ病理学会との交換留学については、今回が一昨年に続いて2回目の実施となるが今後のことは両学会で話し合っていくことにしている。
- (17) 口腔病理専門医の広告ができるよう厚生労働省医政局長に「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」を提出した。また、口腔病理専門医規程の改定は、後ほど協議する。

2. 各種委員会委員長報告

(1) 企画委員会（坂本穆彦委員長）

- ① 「病理専門医の職能に関する小委員会」（堤 寛委員長）は、病理医の病理診断の現状把握、迅速かつ正確な診断を期す方策（衛生検査所での業務を含む）を審議した。引続き検討することにした。
- ② 「病理検査技師との関係に関する小委員会」（中島 孝委員長）は、病理医と病理検査技師がより良好な関係を築くために、引き続き審議することとした。

(2) 広報委員会（堤 寛委員長）

- ① ホームページのデザイン、内容をリニューアルした。
- ② ホームページに委員会から依頼があれば速報を考慮した委員会報告欄を設置した。また、患者からの相談を受ける欄を設けることを検討している。

(3) 財務委員会（坂本穆彦委員長）

「18年度事業計画と収支予算案」を承認した（協議事項）。

(4) 学術委員会（岡田保典委員長）

以下の事項を承認した（協議事項）。

- ① 第96回（平成19年度）総会宿題報告担当者には、8名の応募者について審議し、投票の結果、白井智之（名古屋市立大学）、内藤 眞（新潟大学）、高松哲郎（京都府立医科大学）の各学術評議員を選出した。
- ② 第52回（平成18年度）秋期特別総会における病理診断シリーズの演者には、佐野壽昭（徳島大学）、円山英昭（高知大学）の2名を選出した。
- ③ 第52回（平成18年度）秋期特別総会におけるシンポジウムは、「ダイナミックな疾患モデル」、「情報化社会における病理学」の2テーマとした。
- ④ 学術奨励賞の副賞については、賞金をなくし、記念品のみとすることにした（協議事項）。
- ⑤ 学術集会の改革については、関係委員会での審議および会員の声に基づき「学術集会の改革案」としてまとめた。
- ④ 「学術研究賞（A 演説）」のタイトル名の変更は、「学術委員会内規」で改定する。

(5) 研究推進委員会（岡田保典委員長）

- ① 第5回（平成17年度）技術講習会は、平成17年11月16日、東京大学医学部にて笹野公伸教授（東北大学）の

- 担当で開催された。
- ② 第2回日本病理学会カンファレンス(2005 道後)は、平成17年7月29日～30日、愛媛県道後温泉において実施された。能勢真人教授(愛媛大学)、林良夫教授(徳島大学)の担当で121名が参加した。
- (6) 編集委員会(岡田保典委員長)
- ① 剖検輯報第47輯のデータを収集中である。
- ② 診断病理には、現在までに66件の論文を掲載した。
- (7) 病理専門医制度運営委員会(長村義之委員長)
- ① 病理専門医資格試験合格者は52名であり、病理専門医資格更新者は、372名であった。
- ② 平成17年度認定病院の新規審査は、認定病院Aは2件、認定病院Bは25件、認定病院Sは1件を、登録施設の新規審査は、14件をそれぞれ認定した。
- ③ 平成18年度病理専門医資格試験実施会場は日本医科大学に決め、平成18年度細胞診講習会は羽野寛教授(東京慈恵会医科大学)に世話人を依頼することにした。
- ④ 「病理専門医の研修細目」を決めた。
- ⑤ 資格更新時の単位認定として、「骨髄病理勉強会」を参加5単位、発表2単位として認定した。
- ⑥ 「資格審査および試験についての細則」および「病理診断に関わる研修についての細則」の制定、病理専門医制度規程等の一部改定を承認した(協議事項)。
- (8) 医療業務委員会(黒田誠委員長)
- 小委員会を中心に以下のとおり報告された。
- ① コンサルテーション小委員会(石倉浩委員長)は、患者情報の秘匿・標本の質評価等に関して、最新の書式で送付してもらうよう徹底することになっている。コンサルテーションは、年間530件であり、微増の状態である。なお、コンサルテーション業務で問題が生じた場合に備え、弁護士と相談する機会を持つことになった。
- ② 社会保険小委員会(齊藤澄委員長)は、厚生労働省との話し合いを5回行った。病理診断診療報酬の増額を強く要望した。最重要点は、病理医のドクター・フィーを得ることである。
- ③ 精度管理小委員会(松谷章司委員長)は、一人病理医や衛生検査所の診断体制に関して、アンケート調査を企画している。
- ④ 剖検・病理技術小委員会(谷山清己委員長)は、我が国における病理医適正配置に対する意見を、また、「ネクロプシーと部分解剖に関する見解(中間報告)」を理事長に提出した。さらに次年度では病理医に関する病理学会保存データの改善や病理業務量の詳細な全国調査を行うことにしている。
- ⑤ 癌取扱い規約小委員会(坂本穆彦委員長)は、甲状腺規約(2006年版)の刊行に参加した。副腎腫瘍の改訂版が今後出版予定となっている。
- ⑥ 地域病理ネットワーク小委員会(井内康輝)は、中国四国地区の臨床研修病院に勤務する病理医にアンケート調査を実施し、集計結果をまとめた。多くの病院で研修医の数以上の剖検が行われているが、特に1人病理医の病院ではCPC研修への十分な対応がなされていない傾向が明らかとなった。地域病理ネットワークの必要性等を検討している。
- ⑦ 病理診断体制専門委員会(水口國雄委員長)は、病理科標榜実現を継続して要求しているが状況は厳しく、病理診断施設としての機能表示の可能性など、新たな戦略も同時に考えている。厚生労働省医政局総務課担当官からは理解されているとの感触を得ている。
- (9) 口腔病理専門医制度運営委員会(林良夫委員長)
- ① 口腔病理専門医資格更新は、16名全員を認定した。
- ② 口腔病理専門医の広告ができるようにするため、厚生労働省医政局長宛に「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」を提出した。後日、要望書は正式に受理された事を確認した。当面、「広告」はできないが、病院施設や学会で掲版・パンフレット、会報・ホームページ等で「広報」活動を行うことは差し支えないとのアドバイスを受けている。
- (10) 教育委員会(恒吉正澄委員長)
- ① 病理学教育を考える各論のワークショップは、来年度も続けて実施することにした。
- ② 「モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する提言」を学生の教育に役立ててほしい。
- (11) 国際交流委員会(佐野壽昭委員)
- 各事業について以下の候補者を選出した(協議事項)
- ① 平成17年度本学会会員海外派遣者は、福岡敬宜(東京大学)会員の1名。
- ② 平成18年度海外病理学会からの会員招聘事業は、坂本穆彦(杏林大学)担当および森谷卓也(東北大学)各会員担当の2件。
- ③ 平成17年度(前期)海外病理学会参加支援事業は、遠藤希之(東北大学)、長尾俊孝(東京医科大学)、和仁洋治(倉敷中央病院)各会員の3名。
- ④ ドイツへの留学事業は、塩沢英輔(昭和大学)会員の1名。ただし、条件付き(希望する受入先の承認が必要)で内定した。
- ⑤ 英国病理学会総会(マンチェスターで開催)の出席者は、青笹克之、長村義之、坂本穆彦、笹野公伸の理事4名。
なお、IARC(フランス)より、日本の病理医の就任要請(2年間)があったので、ホームページに掲載することにした。
- (12) 支部委員会(小川勝洋委員長)
- 各地域における病理医配置数のアンバランスが厚生労働省から報告されている。各支部で病理医の配置状況と業務量

について調査をすすめることにした。

○協議事項は、以下のとおり、承認、決定した。

1. 平成 18 年度/19 年度役員選出の件
新役員の選出は、選挙管理委員会から報告のあったとおり承認した（総会協議事項）。
2. 平成 18 年度事業計画並びに収支予算に関する件
事業計画ならびに収支予算は財務委員会から提示のあった原案のとおり承認した。予算収入は、191,896 千円、予算支出は、191,070 千円である（総会協議事項）。
3. 諸規定諸規定の制定及び改定に関する件
諸規定の制定(案)〔資格審査および試験についての細則〕,〔病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則〕,および諸規定の改定(案)〔学術委員会内規〕,〔病理専門医制度規程〕,〔病理専門医研修認定施設認定審査細則〕,〔病理専門医研修登録施設登録・確認取扱細則〕,〔口腔病理専門医制度規程〕について、協議の結果、原案のとおり承認した（規程については総会協議事項）。
4. 第 53 回（平成 19 年度）秋期特別総会世話人選出の件
応募のあった向井 清教授（東京医科大学）に決定した。
5. 第 97 回（平成 20 年度）総会会長の選出の件
応募のあった中沼安二教授（金沢大学）に決定した。
6. 病理学会学術集会の改革に関する件
岡田学術委員長より、「病理学会学術集会の改革案」について、説明があった。協議の結果、一部の修正意見もあったことから保留となり、2 月の理事会で再度協議することにした。
7. Pathology International 編集長（Editor）の選出の件
応募のあった高橋雅英教授（名古屋大学）に決定した。
8. 第 96 回（平成 19 年度）総会宿題報告担当者等の選出の件
 - ① 第 96 回（平成 19 年度）総会における宿題報告担当に学術委員会から推薦のあった白井智之、内藤 眞、高松哲郎の各学術評議員とすることに決定した。
 - ② 第 52 回（平成 18 年度）秋期特別総会における病理診断シリーズの演者に、学術委員会から推薦のあった佐野壽昭、円山英昭の両学術評議員とすることに決定した。
 - ③ 第 52 回（平成 18 年度）秋期特別総会におけるシンポジウムのテーマは、学術委員会から推薦のあった「ダイナミックな疾患モデル」,「情報化社会における病理学」の 2 件とすることに決定した。
9. 会員の海外派遣並びに外国学会会員の招聘等に関する件
 - ① 平成 17 年度本学会会員海外派遣者は、国際交流委員会から推薦のあった福嶋敬宜学術評議員に決定した。
 - ② 平成 18 年度海外病理学会からの会員招聘事業は、国際交流委員会の原案とおり坂本穆彦理事担当および森谷卓也学術評議員担当の 2 件に決定した。
 - ③ 平成 17 年度（前期）海外病理学会参加支援事業は、国際交流委員会から推薦のあった遠藤希之、長尾俊孝、和仁洋治各会員に決定した。
 - ④ ドイツへの留学事業は、国際交流委員会から推薦のあつ

た塩沢英輔（昭和大学）会員に決定した。

10. 名誉会員の有資格者に関する件
平成 18 年度新名誉会員の有資格者名簿（185 名）を承認し、確認、推戴作業に入ることにした。
11. 新入会員の承認の件
平成 17 年度新入会員上期（平成 17 年 4 月 1 日～10 月 21 日）141 名を原案のとおり承認した。
12. 「医療関連死関係専門委員会」（仮称）設置に関する件
厚生労働省のモデル事業を始めとする昨今の医療関連死問題対応のために、「医療関連死関係専門委員会」（仮称）を設置し、委員長は黒田 誠理事に決定した。
13. 「Pathology International の Open Access に関する件
Pathology International の Open Access は、既に欧米で広く実施されているように、著者から出版者への著作権委譲書の提出を自ら行うことに応じることにし、会員に周知することにした。
14. ネクロブシーと部分解剖に関する見解（中間報告）の件
医療業務委員会の剖検・医療技術小委員会より諮られた「ネクロブシー」と部分解剖に関する見解（中間報告）については、用語の修正などを含めて改めて検討することになり、保留となった。

◇**会員総会**：平成 17 年 11 月 17 日（木）に東京大学大講堂（安田講堂）にて、正会員 3,881 名のうち 2,171 名（うち委任状出席者数 1,920 名）の出席を得て開催された。

議長に深山正久第 51 回秋期特別総会代表世話人を選び議事を進行した。議事録署名人に出席者代表として、張ヶ谷健一（千葉大学）、内藤 眞（新潟大学）の両会員が指名された。

○**報告事項**

会議では、前日の理事会と同様の報告ならびに理事会の審議結果報告がなされた。

○**協議事項は、以下のとおり、承認、決定された。**

1. 平成 18 年度/19 年度役員選任の件
平成 18 年度/19 年度の役員（理事・監事）は、以下のとおり選任された。なお、就任日は、平成 18 年 4 月 1 日からとする。
2. 平成 18 年度事業計画ならびに予算に関する件
事業計画ならびに収支予算は、原案のとおり決定した。
3. 諸規定の改定に関する件
「病理専門医制度規程」「口腔病理専門医制度規程」の一部改定は、それぞれ原案のとおり決定した。なお、前日の理事会で、本学会諸規定の制定（「資格審査および試験についての細則」,〔病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則〕）および諸規定の改定（「学術委員会内規」,〔病理専門医研修認定施設認定審査細則〕,〔病理専門医研修登録施設登録・確認取扱細則〕）については「研修認定施設認定審査細則」で一部用語の修正があったほかは原案のとおり承認されたと報告があった。
4. 第 53 回（平成 19 年）秋期特別総会世話人選出の件

第53回(平成19年)秋期特別総会世話人は、向井 清教授(東京医科大学)に決定した。

5. 第97回(平成20年)総会会長選出の件

第97回(平成20年)総会会長は、中沼安二教授(金沢大学)に決定した。

◇平成18年度/19年度役員を選任について: 第51回秋期特別総会における会員総会で、社団法人日本病理学会新役員に以下の会員が選任された。なお、就任日は、平成18年4月1日からとする。

○理事: 19名(ABC順)

理事長	長村	義之
理事	青笹	克之
理事	深山	正久
理事	林	良夫
理事	樋野	興夫
理事	井内	康輝
理事	黒田	誠
理事	真鍋	俊明
理事	中島	孝
理事	中沼	安二
理事	根本	則道
理事	小川	勝洋
理事	岡田	保典
理事	坂本	穆彦
理事	笹野	公伸
理事	澤井	高志
理事	居石	克夫
理事	恒吉	正澄
理事	堤	寛

○監事: 2名(ABC順)

監事	松原	修
監事	手塚	文明

○支部長(兼務): 7名(地区順)

北海道	小川	勝洋
東北	澤井	高志
関東	中島	孝
中部	中沼	安二
近畿	青笹	克之
中国四国	井内	康輝
九州沖縄	居石	克夫

◇平成18年度事業計画ならびに収支予算について: 社団法人日本病理学会平成18年度事業計画ならびに収支予算は、以下のとおりである。

○平成18年度事業計画

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

[事業の概要]

I. 学術集会、研究会等の開催

1. 学術集会の開催

- (1) 「第95回日本病理学会総会」(於東京・坂本穆彦会長)
- (2) 「第52回日本病理学会秋期特別総会」(於和歌山・覚道健一代表世話人)

2. 研究会、講習会等の開催

- (1) 第3回日本病理学会カンファレンス
- (2) 細胞診講習会
- (3) 病理診断講習会
- (4) 病理技術講習会
- (5) 各支部会における学術・研修集会

3. 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催

II. 学会誌、学術図書等の発行

1. 「日本病理学会会誌」の発行(第95巻第1~2号)
2. 「Pathology International」の発行(第56巻第4~12号, 第57巻第1~3号)
3. 「診断病理」の発行(第23巻第2~4号, 第24巻第1号)
4. 「日本病理学会会報」の発行(第219号~230号)
5. 「病理専門医部会報」の発行(2006年第2~4号, 2007年第1号)

III. 研究および調査

1. 「日本病理剖検輯報」の発行 第47輯(平成16年症例)
2. 剖検輯報編集方法の変更・充実
3. 剖検記録データベースの再構築

IV. 病理専門医等の資格認定

1. 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施
2. 病理専門医の広告
3. 「病理専門医研修ガイドライン」の改訂
4. 研修施設の認定

V. 学術団体との協力、連絡

1. 他学会との会議共催および後援(国内)
2. 腫瘍取扱い規約等の改訂
3. 海外病理学会との交流
 - (1) 英国病理学会との会員の相互派遣, 学術交流
 - (2) ドイツ病理学会との学術交流

VI. その他目的を達成するために必要な事業

1. 日本病理学会学術奨励賞の授与
2. 会員の海外派遣の実施
3. 病理学卒前教育の充実
4. 病理診断コンサルテーションシステムの充実
5. インターネットホームページの充実
6. 医師賠償責任保険加入取扱いの実施
7. 病理専門医制度運営, 口腔病理専門医制度運営, 医療業務等の各種委員会の開催

○平成 18 年度収支予算

(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	1,000	3,000	△ 2,000
2. 会費収入	73,280,000	79,680,000	△ 6,400,000
正会員・学術評議員会費	29,000,000	31,000,000	△ 2,000,000
同 終身会費	2,000,000	7,000,000	△ 5,000,000
同 一般会員会費	30,000,000	30,000,000	0
学生会員会費	30,000	30,000	0
賛助会員会費	350,000	350,000	0
機関会員会費	500,000	500,000	0
病理専門医部会費	11,400,000	10,800,000	600,000
3. 事業収入	105,000,000	113,700,000	△ 8,700,000
学術集会収入	65,000,000	68,000,000	△ 3,000,000
論文掲載料収入	3,000,000	3,000,000	0
広告料収入	1,500,000	2,000,000	△ 500,000
刊行物発行収入	14,000,000	17,500,000	△ 3,500,000
専門医制度収入	14,000,000	15,700,000	△ 1,700,000
病理専門医部会収入	4,000,000	4,500,000	△ 500,000
講習会等収入	2,000,000	1,500,000	500,000
賠償保険等事務費収入	1,500,000	1,500,000	0
4. 補助金収入	11,000,000	10,800,000	200,000
5. 繰入金収入	1,910,000	—	1,910,000
学術医療基金繰入金収入	1,910,000	—	1,910,000
6. 雑収入	705,000	662,000	43,000
受取利息収入	5,000	12,000	△ 7,000
雑収入	700,000	650,000	50,000
当期収入合計 (A)	191,896,000	204,845,000	△ 12,949,000
前期繰越収支差額	40,483,000	39,758,000	725,000
収入合計 (B)	233,379,000	244,603,000	△ 11,224,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
II. 支出の部			
1. 事業費	154,450,000	162,650,000	△ 8,200,000
学術集会経費	66,800,000	70,000,000	△ 3,200,000
学会誌発行経費	35,000,000	38,000,000	△ 3,000,000
会報発行経費	3,300,000	3,500,000	△ 200,000
剖検報刊行経費	17,000,000	18,000,000	△ 1,000,000
専門医制度運営経費	9,300,000	10,800,000	△ 1,500,000
病理専門医部会経費	10,000,000	11,500,000	△ 1,500,000
支部運営経費	3,350,000	3,350,000	0
学術奨励等経費	3,000,000	3,000,000	0
各種委員会経費	2,500,000	2,500,000	0
講習会等経費	4,200,000	2,000,000	2,200,000

2. 管理費	32,320,000	32,670,000	△ 350,000
人件費	15,700,000	15,500,000	200,000
福利厚生費	1,650,000	1,600,000	50,000
交通費	700,000	700,000	0
通信運搬費	2,200,000	2,500,000	△ 300,000
会議費	1,500,000	1,000,000	500,000
印刷費	2,000,000	2,400,000	△ 400,000
備品費	200,000	200,000	0
消耗品費	300,000	300,000	0
光熱水量	230,000	230,000	0
賃借料	2,600,000	2,800,000	△ 200,000
諸会費	950,000	950,000	0
補助費	200,000	200,000	0
修繕料	100,000	100,000	0
嘱託費	1,490,000	1,490,000	0
租税公課 (消費税)	2,000,000	2,200,000	△ 200,000
雑費	500,000	500,000	0
3. その他	3,000,000	7,800,000	△ 4,500,000
退職給与引当預金支出	1,500,000	1,500,000	0
学術医療基金 同	1,800,000	6,300,000	△ 4,500,000
4. 予備費	1,000,000	1,000,000	0
当期支出合計 (C)	191,070,000	204,120,000	△ 13,050,000
当期収支差額 (A-C)	826,000	725,000	101,000
次期繰越収支差額 (B-C)	42,309,000	40,483,000	1,826,000

◇諸規定の制定について: 第 51 回秋期特別総会時の理事会にて制定された新たな諸規定は以下のとおりである。

○ 病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則

1. 病理専門医制度規程 4 (4) に基づき、病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者についての細則を定める。
2. 病理専門医研修指導医
 - (1) 病理専門医で資格更新を 1 回以上行った者に、指導医資格を与える。
 - (2) 資格の申請
 - (イ) 病理専門医資格更新申請時に、希望者は申請を行う。
 - (ロ) 現在資格を有するもので、資格を希望しない者は申し出を行う。
 - (ハ) 資格は病理学会に登録する。
 - (3) 資格の更新
 - (イ) 専門医資格の更新と同時に行う。
 - (ロ) 更新時に指導医資格の更新を希望しない者は申し出を行う。
3. 病理専門医研修指導責任者
 - (1) 病理専門医の研修施設に、指導責任者を置く。
 - (イ) 病理専門医研修認定施設として登録されるために

- は、指導責任者の登録を必要とする。
- (ロ) 病理専門医研修認定施設の指導責任者は、病理専門医研修登録施設の指導責任者を兼ねることができる。
- (2) 病理専門医研修指導責任者の病理専門医試験における役割
- (イ) 研修医が研修期間中に所属先を変更した場合、原則として受験時の所属施設における指導責任者が推薦状を提出する。
- (ロ) 指導責任者は、推薦内容に対する責任を持つ。
- (ハ) 推薦した受験者の受験申請書類に不備があった場合および試験で不正を行った場合には責任を問われることがある。
- (3) 資格認定
- (イ) 病理専門医研修指導医資格を有する者が申請し、資格認定をうける。
- (ロ) 資格認定のための書類を病理学会に提出し、審査の上認定・登録される。
- (ハ) 病理専門医研修認定施設を退職した場合には、資格を失う。
4. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は平成17年11月16日に制定し、平成18年4月1日から施行する。
- ただし、2(1)および3(3)(イ)について、平成12年度から平成17年度までの病理専門医資格認定者は、暫定的に病理専門医研修指導医・病理専門医研修指導責任者に申請することができる。

○ 資格審査および試験についての細則

1. 病理専門医制度規程2(5)に基づき、資格審査および試験についての細則を定める。
2. 病理専門医試験の受験申請に際しては、以下のものを提出する。
- (1) 臨床研修の修了証明書(写し)
- (2) 剖検報告書の写し(病理学的な考察が加えられていること) 50例以上
- (3) 組織診経験症例数申告書 5,000件以上
- (4) 細胞診経験症例数申告書 1,000件以上(スクリーニング・陰性例を含む)
- (5) 術中迅速診断報告書の写し 50例以上
- (6) CPC報告書(写し) 病理医としてCPCを担当し、作成を指導、または自らが作成したCPC報告書2症例以上(症例は②の50例の内でのよい)
- (7) 病理専門医研修指導責任者の推薦書、証明書(日本病理学会が提示する病理専門医研修手帳)
- (8) 講習会出席証明書(クレジット)

- (9) 業績証明書 人体病理学に関連する原著論文または学会発表の抄録コピー別刷3編以上
- (10) 日本国の医師免許証 写し
- (11) 死体解剖資格証明書 写し
3. 資格審査については、病理専門医制度運営委員会が指名する資格審査委員が行い、病理専門医制度運営委員会で最終決定する。
4. 試験は病理専門医制度運営委員会が指名する試験委員および実施委員が実施する。
5. 試験採点は実施委員が行い、病理専門医制度運営委員会が最終合否判定を行う。
6. 罰則
申請内容に虚偽があった場合および試験において不正行為が認められた場合には、病理専門医制度運営委員会が定める罰則を科す。
7. 受験に関する料金について
受験者は受験前に、資格審査料および試験料を納めるものとする。受験資格が与えられない場合、試験料は返却する。
8. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は平成17年11月16日に制定し、平成18年4月1日から施行する。
- ただし、この細則は平成17年度医籍新規登録者から適用する。

◇ 諸規定の改定について：第51回秋期特別総会時の会員総会で「病理専門医制度規程」、「口腔病理専門医制度規程」の改定は、原案のとおり決定された。また、理事会で「学術委員会内規」、「病理専門医研修施設認定審査細則」(旧認定病院認定審査細則)、「病理専門医研修施設登録・確認取扱細則」(旧登録施設登録・確認取扱細則)の改定が決定された。新たな規定は以下のとおりである。

○ 学術委員会内規

(平成10年4月13日制定施行、同11年1月7日一部改正、同15年11月20日一部改正、同17年11月16日一部改正)

1. 常置委員会規程に基づき、学術委員会(以下「本委員会」という)内規を定める。
2. 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
- (1) 宿題演説候補者の選考に関すること
- (2) 秋期特別総会シンポジウム担当候補者の選考に関すること
- (3) 秋期特別総会病理診断シリーズ担当候補者の選考に関すること
- (4) 学術研究賞(A演説)受賞候補者の選考に関すること
- (5) 秋期特別総会B演説担当候補者の選考に関すること

- (6) 学術奨励賞受賞候補者の選考に関する事
- (7) その他学術に係わる事項に関する事
- 3. 学術委員長は、理事会にて選任するものとする。
- 4. 本委員会は、学術委員長及び次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 常任理事
 - (2) 企画委員長
 - (3) 広報委員長
 - (4) 理事会で選出された理事4名
 - (5) 理事会で承認された学術評議員6名
 - (6) 該当年の春期総会会長及び秋期特別総会世話人
- 5. 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数の改選を行う。なお、任期終了後1年間は再選されないものとする。
- 6. 前項の規定に係わらず、理事委員の任期は、それぞれの役職の任期とする。
- 7. 委員会活動を円滑に行うために、幹事を置くことができる。幹事は、本委員会理事委員の中から委員長が指名する。
- 8. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1. この内規は、平成10年4月13日制定施行する。

附 則

- 1. この内規は、平成17年11月16日から施行する。

○ 病理専門医制度規程

(昭和53年4.6制定施行，同58.4.5一部改正，平成元年3.30一部改正，同8.11.7一部改正，同9.11.13一部改正，同10.11.18一部改正，同11.1.7一部改正，同11.4.1一部改正，同13.4.6一部改正，同13.11.27一部改正，同14.7.8一部改正，同15.11.20一部改正，同16.6.10一部改正，同16.12.2一部改正，同17.11.17一部改正)

1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の医師免許を取得していること
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
 - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること
 - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受

けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定)を修了していること

- (ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、4年以上人体病理学を实践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし、その細則は別に定める。なお、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修了者)までを充当することができる。
- (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること
- (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
- (チ) 人体病理業務に専任していること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記2(2)(ホ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは次のものをいう。
 - (イ) 日本病理学会病理専門医研修認定施設
 - (ロ) (イ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設(外国の施設を含む)
- (2) 病理専門医研修認定施設の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
- (3) 病理専門医研修認定施設の認定手続ならびに審査基準についての細則は、別に定める。
- (4) 病理専門医研修認定施設と連携して病理業務を行い、研修に協力している施設で、病理専門医研修認定施設の基準に満たないものについては、病理専門医研修認定施設の申請に基づき、日本病理学会において登録確認する。事情によっては、病院長自ら登録申請することもできる。この種の施設を病理専門医研修登録施設とよぶ。
- (5) 病理専門医研修登録施設の登録・確認は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
- (6) 病理専門医研修登録施設の登録・確認の取り扱いの細則は、別に定める。

4. 研修指導者

- (1) 病理専門医の育成のために病理専門医研修指導医および病理専門医研修指導責任者を置く。

- (2) 病理専門医研修指導医の役割は、次のとおりとする。
- (イ) 病理専門医研修者の直接指導にあたる。
 - (ロ) 病理専門医研修者の研修状況を、病理専門医研修指導責任者に報告する。
- (3) 病理専門医研修指導責任者の役割は、次のとおりとする。
- (イ) 病理専門医研修認定施設および同登録施設での研修カリキュラムの立案に責任を持つ。
 - (ロ) 各研修医の研修状況を把握し、必要かつ十分な研修が受けられるように配慮する。
 - (ハ) 研修医の各年度における研修の証明を行う。
 - (ニ) 病理専門医試験受験者の推薦状を書くことができる。
- (4) 病理専門医研修指導医および病理専門医研修指導責任者の資格認定・更新の細則は別に定める。
5. 本制度の運営
- (1) 病理専門医制度を運営するため、病理専門医制度運営委員会を置く。
- (2) 病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
- (イ) 病理専門医部会長
 - (ロ) 医療業務委員長
 - (ハ) 教育委員長
 - (ニ) 診断病理編集委員長
 - (ホ) 理事の互選により選出された者1名
 - (ヘ) 理事会で承認された学術評議員8名
- (3) 委員の任期は2年とし、学術評議員は毎年半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
- (5) 病理専門医制度運営委員会に委員長をおく。委員長は、病理専門医部会長を以て充てる。
- (6) 病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
- (イ) 病理専門医資格審査委員会
 - (ロ) 病理専門医試験委員会
 - (ハ) 病理専門医施設審査委員会
 - (ニ) その他の必要な委員会
- (7) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

6. 補 則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月6日制定施行する。
- ただし、認定のための試験の実施は、認定病理医(現病理専門医)制度の発足後5年の後より開始する。認定試験実施までの暫定措置は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成15年11月20日から施行する。

ただし、2(2)(ニ)の臨床研修終了は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

附 則

1. この規程は、平成16年6月10日から施行する。
- ただし、2(2)(ホ)は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

附 則

1. この規程は、平成17年11月17日から施行する。
- ただし、平成18年4月1日から適用する。

○ 病理専門医研修認定施設認定審査細則

(平成10年11月1日一部改正, 同11年1月7日一部改正, 同11年4月1日一部改正, 同13年11月26日一部改正, 同14年7月8日一部改正, 同平成17年11月16日一部改正)

1. 日本病理学会は、人体病理学を研修するのに適し、一定の規模と研究・教育環境を備える施設(大学を含む)を認定し、日本病理学会病理専門医制度規程3の(1)の(イ)に定める日本病理学会研修認定施設とする。
2. 上掲病理専門医研修認定施設の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
3. 病理専門医研修認定施設の認定基準は、次のとおりとする。
- (1) 人体病理学を研修する者各人が5年間に著しく片寄らない剖検50例、同じく生検5,000例をみずから経験し研修するに十分な条件を備えていること。
 - (2) 上記の条件を満たす事項として以下が顧慮される。
 - (イ) 年間剖検数(日本病理剖検輯報収録剖検例30例以上)
 - (ロ) 年間生検数(1,500件以上)
 - (ハ) 細胞診業務の実施状況
 - (ニ) 臨床病理討議会の開催状況
 - (ホ) 剖検・生検資料の保管状況
 - (ヘ) 病理診断業務に関する精度管理状況
 - (ト) 病理業務関係要員、施設・機械などの整備状況
 - (チ) 研究・研修用図書の実備状況
 - (3) 病理専門医研修指導責任者となりうる病理専門医研修指導医が専任していること。
4. 病理専門医研修認定施設をA、B及びSに区分する。
- (1) 上記3(2)の(イ)から(チ)までの全ての条件を満足する施設を日本病理学会病理専門医研修認定施設Aとする。
 - (2) 上記3(2)の(イ)あるいは(ロ)の要件に欠ける施設は、日本病理学会病理専門医研修認定施設Bとする。
 - (3) 小児病院、神経病院などの症例の片寄りがあり、上記3(1)の要件に欠ける施設は、日本病理学会病理専門医研修認定施設Sとする。ただし、他の施設との共同のカリキュラムを編成し、日本病理学会に届け、承認を受けた場合は、病理専門医研修認定施設Aとする。

5. 病理専門医研修認定施設の認定を受けようとする病院は、所定の用紙に必要な事項を記入し、これを添えて病院長より日本病理学会に出願するものとする。
6. 認定の期限は2年とし、引き続き病理専門医研修認定施設であることを希望するものについては、その都度審査を経て認定を更新する。
7. 認定期間中であっても、基準に満たない事項が生じた場合には認定を取消すことがある。
8. 病理専門医研修認定施設は、病理学的業務にかかわる実績を毎年日本病理学会に報告しなければならない。
9. 病理専門医研修認定施設年報の要旨は、日本病理剖検輯報に掲載し、公表する。
10. 病理専門医研修認定施設認定申請書、病理専門医研修認定施設年報の様式は、別に定める。
11. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- #### 附 則
1. この細則は、平成17年11月16日から施行する。ただし、平成18年4月1日から適用する。

○ 病理専門医研修登録施設登録・確認取扱細則

(平成10年11月17日一部改正, 同11年1月7日一部改正, 同11年4月1日一部改正, 同13年11月26日一部改正, 同14年7月8日一部改正, 同17年11月16日一部改正)

1. 日本病理学会病理専門医制度規程3の(4)にいう病理専門医研修登録施設の登録確認の実務は、この細則に基づき、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が取り扱う。
2. 日本病理学会病理専門医制度規程の3の(1)にいう研修施設の長、あるいは事情によっては3の(4)の施設の病院長自ら所定の用紙により病理専門医研修登録施設の登録・確認を申請することができること。
病理専門医研修登録施設の基本的条件は、
 - (1) 独自に病理標本作製できる技師がいること
 - (2) 剖検室を備えていること
 - (3) 剖検輯報に登録された剖検例があること
 - (4) 年間に数百件の生検、細胞診のあることを原則とする。
3. 一施設にかかわる病理専門医研修登録施設数にとくに制限を設けない。
4. 登録の申請に当たって当該施設の被登録承諾書の添付を要する。
5. 登録の期間は2年とし、引き続き登録の継続を希望するものについては、その都度審査を経て登録を更新する。
6. 病理専門医研修登録施設は、病理学的業務にかかわる実績を毎年日本病理学会に報告しなければならない。
7. 病理専門医研修登録施設年報の要旨は、日本病理剖検輯報

に掲載し、公表する。

8. 登録申請のための用紙、病理専門医研修登録施設年報の様式は、別に定める。
9. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成17年11月16日から施行する。ただし、平成18年4月1日から適用する。

○ 口腔病理専門医制度規程

(昭和63年5月25日制定施行, 平成10年4月15日一部改正, 同11年1月7日一部改正, 同13年11月27日一部改正, 同14年7月8日一部改正, 同15年11月20日一部改正, 同17年11月17日一部改正)

1. 目的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会は口腔病理専門医の制度を設ける。この制度は能力の優れた口腔病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて口腔病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

- (1) この制度により口腔病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
 - (イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
 - (ハ) 出願時満3年以上継続して日本病理学会会員であること
 - (ニ) 口腔病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院もしくは診療所における臨床研修を修了していること
 - (ヒ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において満4年以上人体病理学を実践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を修了していること
 - (a) いちじるしく片寄らない症例について、みずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの10例以上を経験していること
 - (b) 口腔領域のいちじるしく片寄らない症例について、みずから病理組織学的診断を附した生検1,000例(若干の迅速診断を含む)以上を経験していること
 - (c) 細胞診の基礎的能力を修得していること
 - (ヘ) 人体病理学に関する学会報告または原著論文が3編

以上あること

- (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により口腔病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、口腔病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された口腔病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 口腔病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 研修施設

- (1) 上記2の(2)の(ホ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいう。
- (イ) 日本病理学会病理専門医制度規程第3の(1)の(イ)の定める日本病理学会病理専門医研修認定施設
- (ロ) (イ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む。）

4. 本制度の運営

- (1) 口腔病理専門医制度を運営するため、日本病理学会に口腔病理専門医制度運営委員会を置く。
- (2) 口腔病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
- (イ) 口腔病理部会長
- (ロ) 病理専門医制度運営委員会より選出された理事1名
- (ハ) 理事会で承認された学術評議員6名（口腔病理専門医4名以上を含む）
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
- (4) 口腔病理専門医制度運営委員会に委員長を置く。委員長は、口腔病理部会長を以て充てる。
- (5) 口腔病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
- (イ) 口腔病理専門医資格審査委員会
- (ロ) 口腔病理専門医試験委員会
- (ハ) その他の必要な委員会
- (6) 実務委員会に関する細則は、別に定める。
5. この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この規程は、昭和63年5月25日制定施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年11月17日から施行する。ただし、2.(2)(ニ)および(ホ)は平成18年度歯科医籍新規登録者から適用する。

◇「日本病理学会の認定する専門医の広告に関する要望書」の提出について：口腔病理専門医の広告について、厚生労働省医政局長あてに以下の要望書を提出した。

平成17年8月19日

厚生労働省

医政局長 岩尾總一郎 殿

社団法人日本病理学会

理事長 森 茂郎

同 病理専門医制度運営委員長

理 事 長村 義之

同 口腔病理専門医制度運営委員長

理 事 林 良夫

「日本病理学会の認定する専門医の広告」に関する要望書

日本病理学会では認定病理医制度を昭和53年に、認定口腔病理医制度を昭和63年に制定し、平成11年以降は社団法人化に伴い病理専門医制度、口腔病理専門医制度として学会認定の専門医制度を運営して参りました。この間、医療機関の組織機能の情報公開について制度改革がなされ、平成15年に病理専門医の広告について厚生労働省への届出が受理されるに至っています。病理専門医と同様、病理診断を日常業務として行っている口腔病理専門医の立場から、また、口腔病理専門医制度を運営して参った日本病理学会としても、この制度がわが国の医療現場に根づいてより高度な医療を国民に提供できるようになるために、広告規制緩和による病理専門医の名簿中に口腔病理専門医の広告についての届出を追加・受理していただけるよう以下の事由のとおり要望いたします。

要望理由

1. 医療における病理診断業務の社会的責任は、口腔病理専門医も病理専門医と同等に担っている現状に鑑み、国民医療への社会貢献としてその広告は必要不可欠と考えられる。また、国民(有病者)の側に対して専門性を明らかにする説明責任が医療者側に存在する。
2. すべての国民が口腔領域の疾患(我が国で近年増加の一途をたどっている口腔癌を含む)に際し、適切かつ十分な治療を受ける権利を有することから国民(有病者)の側が不利益を被らないためには口腔病理専門医による適切かつ高度な病理診断が必要とされる。

◆第95回総会(平成18年度)：杏林大学を世話機関として坂本穆彦会長、藤岡保範副会長のもとで、平成18年4月30日(日)～5月2日(火)の3日間、新宿京王プラザホテルにて開催された。

宿題報告は、落合淳志部長(国立がんセンター東病院)による「がん微小環境と浸潤・転移機構—臓器特異がん転移機構解明と治療法開発の試み—」、追手 颯教授(新潟大学)による「糸球体腎炎：発症・進展そして糸球体硬化」、山本哲郎教授(熊本大学)による「貪食白血球の浸潤パターンを担う新規の白血球走化因子について」の3題であった。

特別講演は、金田一秀穂教授（杏林大学）による「ことばは生きている」、E. Dillwyn Williams 博士（University of Cambridge, UK）による「Thyroid carcinogenesis」、小柴昌俊博士（東京大学特別荣誉教授）による「やれば、できる」、Ricardo V. Lloyd 博士（Mayo Clinic College of Medicine, USA）による「THE Present and Future of Pathology In the United States」、Albert Roessner 博士（Magdeburug University, Gremany）による「Topics in gastroenterology」の5題、ビギナーのための病理学講座として、町並陸生氏（東京大学名誉教授）による「病理学解剖入門」と田中 昇氏（BML 顧問）による「細胞診入門」が行われた。一般演題は1,111題が発表された。

このほかシンポジウム5件、ワークショップ14件、ランチオンセミナー9件、イブニングセミナー4件、コンパニオンミーティング7件の発表と討論があった。学生ポスター発表、および学術奨励賞受賞者ポスター発表も行われた。

また、系統的病理診断講習会（骨髄）および臓器別病理診断講習会（小児・肝臓・頭頸部・泌尿器・脳腫瘍・リンパ節・脾臓）が開かれた。

○今後予定されている総会は以下のとおりである。

- 1) 第52回（平成18年度）秋期特別総会
世話機関：和歌山県立医科大学
代表世話人：覚道健一教授
会 期：平成18年11月23日（木）～24日（金）
会 場：ダイワロイネットホテル和歌山
- 2) 第96回（平成19年度）総会
世話機関：大阪大学
会 長：青笹克之教授
会 期：平成19年3月13日（火）～15日（木）
会 場：大阪国際会議場
- 3) 第53回（平成19年度）秋期特別総会
世話機関：東京医科大学
世 話 人：向井 清 教授
会 期：平成19年12月6日（木）～7日（金）
会 場：江戸川区民ホール（タワーホール船堀）
- 4) 第97回（平成20年度）総会
世話機関：金沢大学
会 長：中沼安二教授
会 期：平成20年5月15日（木）～17日（土）

◇上記特別総会に関連して開催された理事会、学術評議員会、病理専門医部会ならびに総会について：平成18年2月22日に東京・学士会分館、および4月29日に京王プラザホテルにて理事会が開催され、4月30日には学術評議員会・病理専門医部会、5月1日には総会が開かれた。総会の席上で、第7回（平成17年度）学術奨励賞授賞式が行われた。

これらの理事会、学術評議員会および総会では、理事長、委員会委員長および部会長の報告があった。

協議事項としては、総会においては平成17年度事業報告並び

に収支決算報告、新名誉会員32名の推薦者並びに新学術評議員33名の候補者が協議され、それぞれ理事会承認の原案どおり決定した。

このほか、理事会では、常置委員会学術評議員新委員の選出、平成17年度下期の新入会員43名（年度合計184名）が、それぞれ原案のとおり承認された。また、学術奨励賞の副賞である賞金廃止について協議を行った結果、廃止することが決定された。

なお、日本病理学会学術集会改革案についても、理事会・総会にて原案どおり承認されたので後掲する。

また、学術評議員会では、「学術集会のあり方について」（岡田学術委員長）、「初期臨床研修における病理研修について」（黒田病理専門医部会長）などが、病理専門医部会では、「病理関係診療報酬の改定について」（黒田病理専門医部会長）、「病理科標榜について」（水口病理診断体制専門委員長）など、それぞれ報告・討議が行われた。

さらに、この期間中に全国大学病院病理部連絡会議および口腔病理部会機関代表者会議が開催された。

◇春期理事会：平成18年2月22日（月）に学士会分館にて春期理事会のほか学術委員会が開催された。理事会には森 茂郎、坂本穆彦、岡田保典、長村義之、林 良夫、覚道健一、黒田 誠、根本則道、小川勝洋、佐野壽昭、笹野公伸、澤井高志、居石克夫、恒吉正澄、堤 寛、安井 弥（以上理事）、真鍋俊明、松原 修（以上監事）、海老澤達也、大藪いづみ、菊川敦子（以上事務局）の各氏が出席した。森理事長の司会により議事を進めた。議事録署名人には出席者代表として岡田保典、居石克夫両理事が指名された。

○報告事項

1. 理事長報告

- (1)（財）日本学術振興会の平成18年度科学研究費審査委員候補者データベース登録には、前任の理事、学術委員および研究推進委員の中から、承諾を得られた方を推薦した。
- (2) アドホック委員会の継続について検討した。「病理専門医の職能に関する小委員会」（堤 寛委員長）は、委員会活動の当面の議論は終了したので一旦廃止することとした。「病理検査技師との関係に関する小委員会」（中島 孝委員長）については、別の形で医療業務委員会のアドホック小委員会として継続していく予定である。
- (3) 第95回総会（東海大学）の事業・決算報告を常任理事会で承認した。
- (4) 「Pathology International」の発行契約をBlackwell社と5年契約で更新することにした。
- (5) 病理関係診療報酬改定がなされた。全体に医療費削減の中で、ある程度要望が通った内容である。
- (6) 厚労省、日本医師会等に対して、当面する標榜科、病理の開業、診断施設等について引き続き働きかけをしている。

- (7) 倫理委員会は、「患者の病理検体（生検・細胞診・手術標本）の取扱い指針」（外科関連学会協議会）を日本臨床細胞学会へ送付し、検討を依頼している。
- (8) 病理学会における個人情報の扱いについて、堤理事、覚道理事に検討を依頼している。
- (9) 本学会における病理専門医サブスペシャリティーに関する論議、および病理診断に関連した他学会の専門医制度についての係わりについて、今までの経緯を整理し、文書として残した。
2. 各種委員会委員長報告
- (1) 企画委員会（坂本穆彦委員長）
「病理検査技師との関係に関する小委員会」（中島委員長）は、昨年末からアンケート調査の実施中である。委員会は別の形で継続していく予定である。「病理専門医の職能に関する小委員会」（堤 委員長）は、廃止することにした。
- (2) 広報委員会（堤 寛委員長）
本学会ホームページのリニューアルをした。
- (3) 学術委員会（岡田保典委員長）
- ① 第52回（平成18年度）秋期特別総会における学術研究賞演説（A 演説）、B 演説については、それぞれ24題、2題の応募があった。審議し、投票の結果、8題と2題を選考した。
- ② 秋期特別総会病理診断シリーズの選考要領を作成することにしていく。
- (4) 学術奨励賞選考委員会（恒吉正澄委員長）
平成17年度学術奨励賞受賞候補者に7名の応募があった。審議し、投票の結果、5名を選考した。
- (5) 研究推進委員会（岡田保典委員長）
次期技術講習会の世話人は、安井 弥教授（広島大学）に決定した。なお、第4回日本病理学会カンファレンスの世話人は検討中である。
- (6) 編集委員会（岡田保典委員長）
「Pathology International」の発行契約を Blackwell 社と5年契約で更新することにした。
- (7) 病理専門医制度運営委員会（長村義之委員長）
- ① 病理医研修ガイドラインにより効率のよい研修が行われるようにした。
- ② 病理関係診療報酬改定がなされ、病理診断料は255点から410点に見直しされたほか病理学的検査料についていくつかの見直しがあった。その結果、医療費全体額では3%の削減の中で病理関係は5%アップの成果をあげることができた。
- (8) 医療業務委員会（黒田 誠委員長）
- ① コンサルテーション小委員会は、患者情報の秘匿・標本の質評価等に関して配慮した書式をとっているが、問題が生じた場合に備え、指針を整理しておくことにした。
- ② 剖検・病理技術小委員会は、病理医の適正配置の調査結果をまとめることにした。また、ネクロプシーに関する問題については、今後さらに検討することにした。
- ③ 社会保険小委員会（斉藤 澄委員長）は、病理関係診療報酬改定で常勤病理医の規制が緩和され、病理診断料が410点に増加した。
- (9) 口腔病理専門医制度運営委員会（林 良夫委員長）
口腔病理診断料について、厚生労働省と協議したい。
- (10) 国際交流委員会（笹野公伸委員長）
ドイツ病理学会との研究者交換事業について、検討している。
- (11) 病理医の職能に関する小委員会（堤 寛委員長）
これまで2年間の病理医の職能に関する小委員会活動について、詳細な報告があった。
3. 第95回（平成18年度）総会の件
坂本穆彦会長より、会期は4月30日（日）、5月1日（月）～2（火）の3日間、京王プラザホテルで開催されるとの報告があった。
4. 第52回（平成18年度）秋期特別総会の件
覚道健一世話人より、会期は11月23日（木）～24日（金）の2日間、ダイワロイネットホテル和歌山で開催されるとの報告があった。
5. 第96回（平成19年度）総会の件
青笹克之会長代理・森 理事長より、会期は3月13日（火）～15日（木）の2日間、大阪国際会議場で開催されるとの報告があった。
6. 第53回（平成19年度）秋期特別総会の件
向井 清世話人（代理・森 理事長）より、会期は12月6日（木）～7日（金）の2日間、江戸川区民ホールで開催されるとの報告があった。
7. 第97回（平成20年度）総会の件
中沼安二会長（代理・森 理事長）より、会期は5月15日（木）～17日（金）の3日間、石川県立音楽堂ほかで開催されるとの報告があった。
- 協議事項
1. 第52回（平成18年度）秋期特別総会学術研究賞演説（A 演説）・B 演説担当者の選出の件
学術委員長より、今秋の総会における学術研究賞演説（A 演説）・B 演説候補として、それぞれ8題と2題の推薦があった。協議の結果、学術委員会の原案のとおり決定した。今回から受賞者に賞状と楯を授与することにした。
2. 第7回（平成17年度）学術奨励賞受賞者の選出の件
学術奨励賞選考委員長より、第7回（平成17年度）学術奨励賞受賞候補者として5名の推薦があった。協議の結果、原案のとおり決定した。学会時のポスターコーナーでも発表する。
3. 平成18年度新学術評議員候補者名簿に関する件
平成18年度新学術評議員候補者名簿（33名）を承認し

た。

4. 日本病理学会学術集会のあり方に関する件

学術委員長より、「日本病理学会学術集会改革案」の提案があった。協議の結果、原案のとおり承認した。今春の総会に提案することにした。

5. 各種委員会委員の選出に関する件

委員会委員を以下のとおり決定した。

○倫理委員会（任期は、平成18年1月から2年間）；井藤久雄（委員長）、岡崎悦夫、武村民子、堤 寛、増井 徹（外部委員）、中島みち（外部委員）、宇都木伸（外部委員）の6名。ただし、必要に応じて追加することにする。

○リスクマネジメント委員会（任期は、平成18年1月から2年間）；井内康輝（委員長）、野々村昭孝、長村義之、坂本穆彦、児玉安司（外部委員）

○医療関連死関係専門委員会（理事長直轄委員会：就任は、平成18年4月）；黒田 誠（委員長）、真鍋俊明、森 茂郎、根本則道、野口雅之、岡崎悦夫

6. 個人情報取扱内規に関する件

堤 広報委員長より、本学会の会務あるいは事業活動によって知り得た個人情報を保護し、かつ会務、事業を円滑に進めるために、個人情報取扱内規案が提案された。協議の結果、細部にわたる検討を行うこととして、継続審議とした。

7. 学術奨励賞の副賞に関する件

学術奨励賞の副賞としての賞金廃止について協議を行った結果、他の賞との整合性・統一性等を考慮して原案のとおり廃止することに決定した。なお、適用は平成18年度からとする。

8. ネプロプシーに対する認識に関する件

森 理事長より、「ネプロプシーに対する認識」については、剖検情報委員長と倫理委員長、医療業務委員会剖検小委員会委員長との間で話し合いがなされたことの報告があった。協議の結果、継続審議とした。

9. 第95回（平成18年度）総会に付議する事項に関する件

今春の学術集会（総会）時における会員総会審議事項は、協議の結果、原案のとおり決定した。

◇**理事会**：平成18年4月29日（土）京王プラザホテルにて理事会および各種委員会が開催された。理事会には長村義之、岡田保典、真鍋俊明、黒田 誠、青笹克之、樋野興夫、井内康輝、中島 孝、中沼安二、根本則道、小川勝洋、坂本穆彦、笹野公伸、澤井高志、居石克夫、恒吉正澄、堤 寛（以上理事）、松原 修、手塚文明（以上監事）、藤岡保範（第95回総会副会長）、大藪いづみ、菊川敦子、海老澤達也（以上事務局）の各氏が出席した。長村理事長の司会により議事を進めた。議事録署名人には出席者を代表して中沼安二、根本則道両理事が指名された。

○**報告事項**

1. 理事長報告（長村義之理事長）

- (1) 平成18年度役員会で各理事の職務分担を決めた。
- (2) 平成18年度各種委員会の委員長および委員を決めた。
- (3) 日本医学会の用語委員には、坂本穆彦理事（継続）を選出した。
- (4) 日本産科婦人科学会から依頼のあった「卵巣腫瘍取扱い規約」検討委員会病理側委員候補者は、本学会「癌取扱い規約」病理編作成委員会で4～5名を推薦してもらうことにした。
- (5) 環境省環境保健部長より「石綿被害による健康被害の救済に係る医学的判定に関する専門家の推薦」の依頼があった。本学会病理専門医が協力することにし、井内康輝教授（広島大学）に専門家の推薦を依頼した。
- (6) アドホック委員会である「病理検査技師との関係に関する小委員会」は別の形で継続していく予定であるが、これに関連して「病理検査士（仮）制度」に関する意見書が、田島康夫学術評議員（他54名）より提出されたので、受理して、当該の議論の際の資料とすることとした。
- (7) 死後針組織病理診断（いわゆる「ネクロプシー」）については、理事長、剖検情報委員長、医療業務委員長とて顧問弁護士の見解を聞いた。
- (8) 「専門医認定制機構」で本学会専門医制度の現状についてのヒアリングが行われ、高い評価を得た。
- (9) 企画委員会では、今後の活動について「当面の課題」「中期的な課題」に分け、各委員からの意見提出を求めて検討が進められている。
- (10) 従来日本病理学会会誌に掲載していた名誉会員の追悼記事については、要請があれば、今後ホームページに掲載することとした。
- (11) 教育委員会では、8月ごろにワークショップを開催する予定である。テーマを「魅力ある病理学をどう若人に伝えるか（仮題）」とした。また、広報用の学生・研修医向けのパンフレットを作成することになった。
- (12) 英国病理学会総会（マンチェスターで7月4日から6日まで開催）は、100周年大会であり、日本病理学会国際交流委員長が窓口となり、両学会合同シンポジウムを開催予定である。
- (13) 遺族との①解剖時の組織採取に関する解釈および②標本の返還義務に関する解釈について、倫理委員会でまとめ理事会に諮られる予定である。
- (14) 海老澤達也事務局長の退任にともない、平成18年4月1日より、事務局長に大藪いづみ氏が就任した。

2. 各委員長報告

- (1) 企画委員会（深山正久委員長代理/長村義之理事長）
本学会の活動、機構改革に関して各委員の意見を聞き、集約された。これを常任理事会で検討した。
- (2) 広報委員会（坂本穆彦委員長）
① 本学会ホームページのリンク先は、ペンディングで

あったが、当面、関連団体・学会、大学病理学教室とまずリンクを張るほかは委員会で調整しながら対応することにした。

- ② 会員追悼記事のホームページ掲載については、その要領を検討・作成し、周知することにした。
- (3) 財務委員会（真鍋俊明委員長）
 - ① 平成17年度事業報告並びに収支決算書（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）(案)を承認した。理事会に諮ることとした。なお、終身会費の「病理学学術医療振興基金」への積立と、一般会計収入への繰入については、会員に判りやすい形で記録される必要がある。また、4月21日に監事による監査が実施され、適切に処理されていることが確認された。
 - ② 本学会会員数および病理医数の減少が指摘され、対応策について検討した。
 - ③ 本学会の財産を中長期の展望に立って、常任理事会で検討してほしい旨の要請が出た。
- (4) 学術委員会（岡田保典委員長）
 - ① 「病理学会学術集会改革案」を審議し、承認し理事会・総会に諮ることとした。また、具体的な実施事項についても検討した。
 - ② 秋期学術集会での「病理診断シリーズ」のあり方と学術集会における宿題報告との関係を検討した。
 - ③ 学術研究賞（A 演説）の応募申請様式を改定する予定である。
- (5) 研究推進委員会（樋野興夫委員長）
 - ① 「第3回日本病理学会カンファレンス2006東京」は、平成18年8月3日（木）～4日（金）、水月ホテル鵜外荘で実施する。
 - ② 「平成18年度病理技術講習会」の世話人は、安井弥教授（広島大学）に決定した。
 - ③ 「第4回日本病理学会カンファレンス」および「平成19年度病理技術講習会」のテーマと世話人は、近日中に決定する。
- (6) 編集委員会（恒吉正澄委員長）
 - ① 「Pathology International」編集長は、高橋雅英教授（名古屋大学）が就任した。2005年（平成17年）同誌の投稿数が前年と比べ40編減少し、237件であった。採択率は45%前後、impact factorは現在の1.1から2以上を目標にする。
 - ② 「日本病理剖検輯報」および「診断病理」の発行は順調である。
- (7) 病理専門医制度運営委員会（黒田 誠委員長）
 - ① 「病理専門医研修手帳」については、本年度は「同(案)」をシミュレーションし、さらに検討後、来年度からの実施に向けて決定していくことにしている。
 - ② 「専門医認定制機構」で本学会専門医制度のヒアリングが行われた。試験の実施内容、病理専門医研修指導医・

指導責任者の存在等が高い評価を得た。

- (8) 医療業務委員会（根本則道委員長）

小委員会活動報告については、以下のとおりである。

 - ① コンサルテーション小委員会は、腎病理協会から紹介のあったコンサルテーションを受けることとした。精度管理については臓器別に評価の標準化の検討を始めた。平成17年度のコンサルテーション件数は558件であった。
 - ② 社会保険小委員会は、診療報酬の改定要求を行い、成果があった。
 - ③ 精度管理小委員会は、精度管理実施状況アンケート調査を行い、ダブルチェックの完全実施率については、大学本院44.4%、分院18.2%、認定病院18.6%、登録施設7.6%であった。
 - ④ 剖検・病理技術小委員会は、病理医適正配置の調査、病理報告書の作成方法、テレパソロジーの状況把握等を行った。
 - ⑤ 癌取扱い規約小委員会は、疾患名、記号等の取扱い規約での統一を図る試みが進行中である。
 - ⑥ 地域病理ネットワーク小委員会は、剖検・病理技術小委員会との連携をとりながら活動している。
 - ⑦ 病理診断体制専門小委員会は、厚労省と病院病理の広告、標榜科等について話し合いを行った。
- (9) 口腔病理専門医制度運営委員会（林 良夫委員長代理/長村義之理事長）

口腔病理医の臨床研修期間1年の導入に際して、口腔病理専門医制度諸規定の整備を行っている。
- (10) 教育委員会（堤 寛委員長）
 - ① 病理学教育を考えるワークショップは、今年度も行う予定である。
 - ② 典型例の病理画像のホームページ化を図りたい。
 - ③ 病理医のニーズ、魅力をまとめた「病理医を目指そう！（仮題）」（小冊子）を作成することにした。
- (11) 国際交流委員会（笹野公伸委員長）
 - ① 平成17年度海外病理学会参加支援事業（後半分）には、日野るみ、平林健一、井野元智恵、木村美葵、小川史洋の5名の会員を推薦し、理事会に諮ることとした。
 - ② 平成18年度本学会会員海外派遣事業は、渡航期間2週間程度を1週間程度に短縮し、海外病理学会への参加を含んでもよい（海外病理学会参加支援事業とは当該年度は重複させない）こととし、理事会に諮ることとした。平成19年度海外病理学会からの会員招聘事業および平成18年度海外病理学会参加支援事業の各募集事項は、例年通り継続する。
 - ③ 日独病理学会交流事業は、現在、2回目の交流事業が進められているが今後も原則的には継続する。なお、この事業については、日独病理学会での合同シンポジウム（現行の「日英」と同様）の開催とすることも考え

ている。

(12) 支部委員会 (小川勝洋委員長)

- ① 臨床研修制度に伴う CPC の実施状況について、各支部でも調査に協力することにした。
- ② 病理医適正配置に関連して、医療業務委員会と連携して各支部で病理医の業務内容、事業量等を調査することにした。

3. 第 95 回 (平成 18 年度) 総会の件

坂本穆彦会長より、会議は明日からの 3 日間、京王プラザホテルで開催される。プログラムにはすべてのジャンルを取り入れられ、準備は整ったとの報告があった。

4. 第 52 回 (平成 18 年度) 秋期特別総会の件

覚道健一代表世話人 (代理 長村理事長) より、会期は 11 月 23 日 (木) ~24 日 (金) の 2 日間、ダイワロイネットホテル和歌山で開催されるとの報告があった。

5. 第 96 回 (平成 19 年度) 総会の件

青笹克之会長より、会期は 3 月 13 日 (火) ~15 日 (木) の 3 日間、大阪国際会議場で開催されるので、鋭意準備中であるとの報告があった。

6. 第 53 回 (平成 19 年度) 秋期特別総会の件

向井 清世話人 (代理 長村理事長) より、会期は 12 月 6 日 (木) ~7 日 (金) の 2 日間、江戸川区民ホールで開催されるとの報告があった。

7. 第 97 回 (平成 20 年度) 総会の件

中沼安二会長より、会期は 5 月 15 日 (木) ~17 (土) の 3 日間、石川県立音楽堂他で開催されるとの報告があった。

○協議事項は、以下のとおり、承認、決定した。

1. 平成 17 年度事業報告並びに収支決算に関する件

真鍋財務委員長より、平成 17 年度事業報告並びに収支決算書 (平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで) (案) の説明と提案があり、また、松原監事より監査結果報告があった。協議の結果、原案のとおり承認した。

当期収入は、213,702,079 円、当期支出は、217,238,931 円であり、当期収支は、3,536,852 円の赤字であるが、次期繰越額は、前期からの繰越額を含めて 45,813,526 円であった。

2. 平成 18 年度各種委員会委員長・委員の選出の件

長村理事長より、平成 18 年度各種委員会委員長・委員の選出確認の提案があり、協議の結果、原案のとおり決定した。

続いて、未選出であった学術奨励賞選考委員の選出を行った。投票の結果、樋野興夫 (委員長)、青笹克之、中沼安二、小川勝洋、居石克夫、恒吉正澄の各理事に決まった。

3. 平成 18 年度新名誉会員の推戴に関する件

長村理事長より、平成 18 年度新名誉会員推戴者名簿 (32 名) が諮られた。協議の結果、原案のとおり承認した。

4. 平成 17 年度新入会員の承認の件

長村理事長より、平成 17 年度新入会員名簿下期 (平成 17 年 11 月 1 日 ~平成 18 年 3 月 31 日) 分 (43 名) が諮られた。

協議の結果、原案のとおり承認した。

5. 学術集会の改革に関する件

岡田学術・研究推進委員長より、「日本病理学会学術集会改革案」の説明があり、協議の結果、原案のとおり承認した。

6. 国際交流に関する件

笹野国際交流委員長より、以下の事項の提案があり、協議の結果、原案のとおり決定した。

- ① 平成 17 年度海外病理学会参加支援事業 (後半分) は、5 名の会員。
- ② 平成 18 年度本学会会員海外派遣事業は、渡航期間 1 週間程度とし、海外病理学会への参加を含むこと、海外病理学会参加支援事業とは当該年度は重複させないこと。

◇**会員総会**: 平成 18 年 5 月 1 日 (月) に京王プラザホテルにて、正会員 3,785 名のうち 2,091 名 (うち委任状出席者 1,754 名) の出席を得て開催された。議長に坂本穆彦会長を選び議事を進めた。議事録署名人には、出席者を代表して鬼島 宏 (弘前大学)、安井 弥 (広島大学) の両会員が指名された。

○**報告事項**

長村理事長より、2 月 22 日の理事会および 4 月 29 日の理事会での報告事項および両理事会での審議決定事項について報告があった (前記述)。

○**協議事項**

1. 平成 17 年度事業報告並びに収支決算に関する件

真鍋財務委員長より、平成 17 年度事業報告並びに収支決算書 (平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで) (案) の説明と提案があった。また、松原監事より監査結果報告があった。協議の結果、原案のとおり決定した。

当期収入は、213,702,079 円、当期支出は、217,238,931 円であり、当期収支は、3,536,852 円の赤字であるが、次期繰越額は、前期繰越により 45,813,526 円である。

2. 新名誉会員の推戴に関する件

長村義之理事長より、平成 17 年度新名誉会員推戴者名簿 (32 名) が諮られた。協議の結果、原案のとおり決定した。

3. 新学術評議員の承認の件

長村義之理事長より、平成 18 年度新学術評議員名簿 (33 名) が諮られた。協議の結果、原案のとおり決定した。

4. 学術集会のあり方に関する件

岡田学術委員長より、「日本病理学会学術集会改革案」の説明と提案があった。協議の結果、原案のとおり決定した。

◇**新名誉会員の推戴について**: 平成 18 年度における新名誉会員は、下記の 32 名が推戴された。

(ABC 順)

海老原善郎	今井 三喜	倉田 明彦	正山 堯
円山 英昭	泉 春暁	松本 道男	住吉 昭信
福島 祥紘	蟹澤 成好	水島 睦枝	高橋 正倫
福島 昭治	川村 貞夫	村上 俊一	打越 敏之

後藤壽美子 川生 明 室谷 光三 宇多 弘次
 林 豊 北村 幸彦 大舘 祐治 宇井 嗣郎
 日合 弘 小泉富美朝 佐藤 方信 山際 裕史
 平林 紀男 国島 睦意 白澤 春之 吉木 敬

◇新学術評議員の決定について：平成17年度新学術評議員は、下記の33名に決定した。

(ABC順)

阿部 康人 阿保亜紀子 相島 慎一 千葉 英樹
 橋本 優子 伊東 恭子 加藤 裕也 木藤 克己
 小森 隆司 三上 哲夫 永井雄一郎 内藤 慎二
 中山 崇 西山 憲一 小柳 清光 尾崎 敬
 三枝 信 桜井 礼 下山 英 下山田博明
 潮見 隆之 鈴木 宏明 鈴木 理 田中 敏
 田沼 順一 田代 敬 氏平 伸子 和仁 洋治
 渡辺 純 八木橋法登 山本智理子 山崎 文朗
 叶 春霖

◇平成17年度学術奨励賞の授与について：平成17年度学術奨励賞受賞者は、7名の応募者の中から選考により、以下の5名の会員に決定した。総会の席上で長村義之理事長から、各受賞者に賞状および記念品が授与された。

1. 「成人T細胞白血病(ATL)モデルマウスの作製とその解析」；長谷川秀樹(国立感染症研究所感染病理部)
2. 「多発性内分泌腫瘍症2型とヒルシュブルグ病の分子生物学的および細胞生物学的研究」；岩下寿秀(愛知医科大学医学部病理学講座)
3. 「Induction of peripheral lymph node addressin in human gastric mucosa infected by Helicobacter pylori」；小林基弘(信州大学医学部病理組織学講座)
4. 「網羅的遺伝子発現解析SAGEによる癌特異的遺伝子Reg IVの同定とその発現・機能解析」；大上直秀(広島大学大学院医歯薬学総合研究科分子病理学研究室)
5. 「エピジェネティック制御機構の破綻による腫瘍発生機序の解明」；坂谷貴司((財)神戸市地域医療振興財団西神戸医療センター病理科 現；東京大学大学院医学系研究科人体病理学・病理診断学分野)

(受賞者の順はABC順)

◇学術集会改革案について：学術・研究推進合同委員会にて検討してきた標記改革案について、理事会および総会(平成18年5月1日)にて承認されたので以下に掲載する。

「経緯」

日本病理学会学術委員会と研究推進委員会の合同委員会において、「春期・秋期学術集会のあり方」に関して6回にわたり審議し、3項目からなる「病理学会学術集会改革案」をまとめ、平成17年4月に開催された第94回日本病理学会時の理事会での審議を経て、学術評議員会と総会において本案を学会員に提示してきました。その後、より広く学会員の意見を聞くために、病

理学会各支部とホームページで本案を提示し、アンケート調査を行いました。本アンケートでは、3項目の提案に対して、いずれも50%以上の支持をいただきましたが、同時にいくつかの貴重なご意見をいただきました(アンケート結果に関してはホームページをご覧ください)。その後、これらの意見を反映した修正案について、学術・研究推進合同委員会と理事会で審議し、さらに理事会アドホック委員会、学術・研究推進委員会および理事会での審議を経て、以下の最終改革案としてまとめました。

「目的」

日本病理学会は、「病理学に関する学理及びその応用についての研究の振興とその普及を図り、もって学術の発展と人類の福祉に寄与する」ことを目的としており、学術集会においては、「病理学に関わる学会員が研究発表と意見交換を通して持続的な後継者の育成をするとともに、病理学に関する最新情報の収集を行う」ことを目指しております。一方、病理学が対象とする分野は広く、基礎研究においては様々な研究手段や技術を包含するのみならず、病理診断の精度向上は社会的要請として日本病理学会に課せられています。日本病理学会はこれら多種多様な分野に対応し、それを連結すると共にそれぞれの分野を進展させていくべき義務があると言えます。医療への貢献については、他学会においても同様で、新たな医学と医療の発展に寄与するとともに、医療の質を担保する専門医制度と一般会員の医療レベルの向上に多くの時間と労力を払うべく改革が進められているのが現状です。

日本病理学会では、約50年前に春期と秋期の2学術集会制を導入してきました。しかし、この間の学問・技術の進歩による研究活動の深化と拡散化、業務の拡大や専門化、支部活動の活性化、学会・研究会の増加などにより、学会員の学術集会に求めることも変化し、いくつかの問題が顕在化してきました。たとえば、春期学術集会については、系統的病理診断講習会・臓器別病理診断講習会と一般講演が並列されており研究発表と講習会の一方にしか参加できなくなっていることやシンポジウム・ワークショップの乱立・多会場化など、また、秋期学術集会では参加人数は春期学術集会の1/2~1/4と少ないことなど、あげられます。そこで、これらの諸問題を現時点で少しでも改善し、学会員が等しく求める「学術研究活動の発表・意見交換」と「診断病理に関する最新情報の収集」を乖離することなく保証するという立場から、下記の学術集会改革案を提案いたします。それらの骨子は、(1)病理学に関わる学会員の学術成果の発表の場を保証し、発表を通して若手研究者・病理医の育成を行う、(2)蓄積された完成度の高い研究成果を聞くとともに、中堅クラスの発表を聞き育成・激励する、(3)病理診断に関する講習会を通じて診断精度の維持・向上と新知識の習得を保証し、国民の期待を担える病理診断医育成を図るとともに、基礎病理学的研究と診断病理学的知見を結びつける研究の推進と発表を促進する、ことなどにあります。

「改革案」

- (1) 春期学術集会：春期学術集会の学術プログラムが研究

と病理診断などのバランスの取れた内容とするため、「系統的病理診断講習会・臓器別病理診断講習会」とシンポジウム、ワークショップ、一般発表演題との重なりを少なくする。そのために「病理診断講習会」を病理学会の事業として明確に位置付けし、その運用方法を定め、病理診断講習会委員会は学会長と密接な連携により、その内容の充実を図る。また、宿題報告は1会場で行い plenary を維持する。

(2) 秋期学術集会：「学術研究賞(A演説)(7-8件)」と「診断シリーズ(2件)」は1会場で行い plenary を維持するが、「シンポジウム」、「B演説」、「病理診断講習会」、「教育講演」、「公募演題」などを複数会場にて適宜導入可とし、世話人の自由度を広げる。また、秋期学術集会の参加単位数を10点から20点に上げることを提案する。病理技術講習会、IAP教育セミナーなどとの効果的な連動を引き続き協議してゆく。

(3) 学術集会プログラム統一性の確保：春期学術集会会長および秋期学術集会世話人の立候補者は、学術集会プログラムの統一性の確保や類似プログラムの反復・乱立の回避などのため、プログラム内容や企画方針などの要件を含んだ応募申請書を提出し、プログラム推進委員会はその内容につき整理し、理事長に報告する。

◇学術研究賞(A演説)、B演説の選考について：第52回(平成18年度)秋期特別総会学術研究賞演説(A演説)、B演説については、それぞれ24題、2題の応募があった。2月22日の学術委員会で審議し、投票の結果、8題、2題を選考した。本件は、同日の理事会において、同委員会案のとおり決定した。

学術研究賞(A演説)(応募順)

- Notchリガンドのユビキチン連結酵素異常がもたらす腫瘍形成、進行の分子病理：竹内 保(高知大学医学部病理学教室)
- アデノウイルスがん遺伝子と細胞がん化機構—Etsファミリー転写因子E1AFとE4orf6の役割：進藤正信(北海道大学大学院歯学研究所口腔病理病態学教室)
- ペプチジルプロリルイソメラーゼPin1の分子病理学：梁 明秀(横浜市立大学医学部分子病理学教室)
- 脳腫瘍の病理診断における遺伝子解析の有用性：中村光利(奈良県立医科大学病理病態学講座)
- 慢性糸球体腎炎の遷延と毛細血管網の修復不全、および、その積極的な治療：清水 章(日本医科大学解析人体病理学)
- ER陰性・HER2陰性乳癌の細胞増殖分化の特性：梅村しのぶ(東海大学医学部基盤診療学系病理診断学領域)
- 三次元長期培養系を用いた肝細胞の胆管上皮化生の研究：西川祐司(秋田大学医学部病理病態医学講座分子病理学分野)
- 遺伝子改変ウサギモデルによる動脈硬化の分子病態の解明及びトランスレーショナルリサーチへの試み：範江林(山梨大学医学部病理学講座第一教室)

B演説(応募順)

- 新しい卵巣非プレナー性低悪性度扁平上皮系腫瘍の提唱：永井雄一郎(千葉大学大学院医学研究院病態病理学)
- 肝前駆細胞(Hepatic progenitor cell)と肝癌組織発生について；細胆管細胞癌の検討から：黒木美菜(久留米大学病理学教室)、中島 収、神代正道

◇平成18年度細胞診講習会：羽野 寛(東京慈恵会医科大学)世話人のもとで、平成18年5月20日(土)～21日(日)、東京慈恵会医科大学にて実施され、87名が受講した。講師は、水口國雄(帝京大学附属溝口病院)、前田昭太郎(日本医科大学附属多摩永山病院)、土屋真一(日本医科大学)、廣島健三(千葉大学)、福田隆浩(東京慈恵会医科大学)、鷹橋浩幸(東京慈恵会医科大学)、清川貴子(東京慈恵会医科大学)、濱田智美(東京慈恵会医科大学)、二階堂孝(東京慈恵会医科大学)、の8名であった。

◆第24回病理専門医試験について：平成18年度の病理専門医試験は、平成18年7月29日(土)、7月30日(日)に日本医科大学にて実施された。65名が受験して、49名が合格した(合格率75.4%)。合格者氏名ならびに病理専門医登録番号は、以下のとおりである(登録年月日：平成18年8月1日)。

平成18年度病理専門医合格者氏名

認定番号 姓 名

2560	小無田美菜	2582	後藤 朋子
2561	藤本 昌代	2583	西田 直代
2562	津堅美貴子	2584	砂川 恵伸
2563	中込 奈美	2585	梶 幸子
2564	牛久 哲男	2586	石田 和之
2565	中道伊津子	2587	田中 敏
2566	柳川 直樹	2588	新井 桃子
2567	加留部謙之輔	2589	塚 貴司
2568	永田 昭博	2590	法木 左近
2569	細田 和貴	2591	堀口慎一郎
2570	児玉 良典	2592	西村 広健
2571	荒木亜寿香	2593	田中 学
2572	新野 大介	2594	水上 浩哉
2573	安原裕美子	2595	森 大輔
2574	笹田 寛子	2596	瀬川 篤記
2575	小林 博也	2597	島田 聡子
2576	大石 善丈	2598	裊 英洙
2577	倉岡 和矢	2599	国島 文史
2578	中山 智子	2600	佐藤 保則
2579	小嶋 啓子	2601	堀井 理絵
2580	菊地 慶介	2602	野本 一博
2581	岩水 幸子	2603	苅谷 嘉之

2604 佐久間淑子 2607 石田 雄介
2605 渡邊 玄 2608 永田 耕治
2606 吉田めぐみ

また、病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第24回(平成18年度)(11名)

仁木利郎(委員長), 石田 剛, 茅野秀一, 清川貴子, 内藤善哉, 長嶋洋治, 中西幸浩, 野口雅之, 平戸純子, 津田 均, 植草利公

◇第13回口腔病理専門医試験について: 平成18年度の口腔病理専門医試験は, 第24回病理専門医試験と同日, 同会場で行われた。7名が受験して4名が合格した(合格率57.1%)。合格者氏名並びに口腔病理専門医登録番号は, 以下のとおりである(登録年月日: 平成18年8月1日)。

平成18年度口腔病理専門医合格者氏名

口腔認定番号 姓 名

129 坂本 啓 131 菊池建太郎
130 大野 純 132 石川 文隆

また、口腔病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第14回(平成18年度)(3名)

長谷川博雅(委員長), 井上 孝, 山口 朗

◇病理専門医・口腔病理専門医の資格の更新について: 資格更新が認められた病理専門医・口腔病理専門医は, 以下のとおりである。

1. 病理専門医資格更新者氏名

第3回 認定 163名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から5年間

認定番号 氏 名

526 覚道 健一 556 三村 六郎
527 田所 衛 557 森 睦子
528 桶田 理喜 559 長嶺 由啓
533 佐藤 達資 562 福島 昭治
534 松崎 理 564 深瀬 真之
536 坂本 穆彦 565 立松 正衛
539 菊池 正教 566 津田 洋幸
540 小形岳三郎 567 松原 修
542 中里 洋一 569 佐竹 立成
543 田中 照彦 570 今村 哲夫
547 貝森 光大 571 高橋 睦夫
548 岸川 正大 572 品川 俊人
550 鎌田 義正 575 大森 高明
552 久原 肇 576 石原 明德
553 浜崎 豊 578 箱崎 半道
554 伊藤 忠弘 580 岡安 勲

582 坂江 清弘 659 石黒 信吾
583 中村 康寛 661 福田 優
585 笹生 俊一 662 向井萬起男
586 柴本 忠昭 664 赤塚 誠哉
587 佐々木功典 665 近藤 安子
588 園部 宏 666 広瀬 雅雄
590 杉浦 浩 667 江村 巖
591 松陰 宏 668 海老原善郎
592 大月 均 669 倉科 正徳
593 入江 康司 671 松浦 博夫
594 遠藤 雄三 672 三俣 昌子
597 花之内基夫 675 恵良 昭一
600 森 尚義 676 松下 和彦
602 田中 勲 679 神田 誠
604 浅野 伍朗 681 高梨利一郎
606 福原 敏行 684 國友 忠義
607 佐久間秀夫 685 渡邊 信
608 原 正道 687 阪本 晴彦
610 前田昭太郎 688 亀井 敏昭
611 原 一夫 690 濱口 欣一
612 岩崎 宏 691 古里 征国
614 芝山 雄老 692 城 謙輔
615 吉田 豊 693 山口 裕
616 小川 恵弘 699 木村 格平
617 横山 繁昭 703 吉田 愛知
618 井内 康輝 704 吉田 浩己
620 遠藤 久子 705 武田 善樹
621 北村 創 708 中村 隆昭
622 津嘉山朝達 712 金井 幸子
625 藤原 正之 713 林 雄三
628 鈴木 利光 714 伊藤 浩行
629 相羽 元彦 716 山下 憲一
630 瓦井美津江 717 武村 民子
632 金城 満 718 河合 俊明
633 岩本 俊之 720 葉丸 一洋
635 荒川 正博 721 坂田 則行
636 神代 正道 723 明松 智俊
639 根本 啓一 725 三村 恵子
645 石井 壽晴 726 芝田 敏勝
646 太田 秀一 728 池田 庸子
647 長村 義之 729 加藤 一夫
648 河口 幸博 731 白井 智之
649 中林 洋 735 多田 豊曠
651 須古 修二 736 木村 伯子
652 桑島 実 739 森川 征彦
653 安達 博信 740 副島 和彦
655 関根 一郎 741 袖本 幸男
657 筒井 祥博 743 中沼 安二

744	内藤 眞	787	土屋 永寿	1514	山本 一郎	1540	中村 雅登
747	鈴木 豊	788	木村 雄二	1515	中野 洋	1541	小杉伊三夫
750	前田 盛	791	岩間 憲行	1516	家本 陽一	1543	服部 淳夫
752	若林 とも	792	伊井 邦雄	1517	井上 泰	1544	五十嵐誠治
753	林 博隆	795	谷口 春生	1518	黒滝日出一	1545	稲田 健一
759	松谷 章司	798	塩田 敬	1519	中島 透	1546	小田 秀明
760	高橋 正倫	800	藤倉 敏夫	1520	津田 均	1547	千川 就可
762	鷹巢 晃昌	803	真鍋 俊明	1521	小山 徹也	1548	多田 伸彦
763	光谷 俊幸	804	泉 春暁	1522	浅田祐士郎	1549	中谷 晃
766	高橋 洋平	806	諸星 利男	1523	樋口佳代子	1550	江石 義信
767	中村 眞一	807	原田 昌興	1524	荻野 哲也	1552	長谷部孝裕
769	窪田 彬	815	岡部 英俊	1525	万代 光一	1553	山村 彰彦
772	畑 日出夫	819	藤岡 保範	1526	梅澤 明弘	1554	西川 祐司
776	加藤 洋	822	恒吉 正澄	1527	安井 英明	1555	馬場 聡
777	渡邊 照男	823	伊藤 元	1529	松井 一裕	1556	蛭名 義仁
780	島田 篤子	824	泉 啓介	1532	弘井 誠	1559	鶴田 潤二
781	澤井 高志	826	植田 規史	1533	能勢聡一郎	1560	高木 正之
782	能勢 眞人			1534	佐熊 勉	1561	熊坂 利夫
				1535	鬼島 宏	1562	佐藤 啓一
				1536	宗 寛之	1563	福田 春樹
				1539	小野田 登		

第8回 認定 35名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1211	榎木 登	1231	寺畑信太郎
1212	辻村 崇浩	1232	田丸 淳一
1213	大部 誠	1233	本間 慶一
1214	林 一彦	1235	坪根 幹夫
1215	小松 明男	1236	野島 孝之
1216	車谷 宏	1237	伊藤 隆明
1217	小田 恵夫	1238	後藤 正道
1219	白石 泰三	1239	杉浦 仁
1220	近藤 勝彦	1240	澤田 達男
1221	蓮井 和久	1241	中谷 行雄
1222	佐藤 明	1242	江口 正信
1223	平戸 純子	1243	鈴木不二彦
1224	吉峰 二夫	1245	大藤 高志
1225	大井 章史	1246	福田 悠
1226	末松 直美	1247	三浦 克敏
1227	山口 潤	1248	玉井 正光
1228	中西 速夫	1249	小柳津直樹
1229	堀部 良宗		

第13回 認定 49名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1502	笹野 公伸	1509	緒方謙太郎
1504	中山 淳	1510	飯嶋 達生
1505	村田 哲也	1511	坂元 亨宇
1508	石川 雄一	1512	伊藤以知郎

第18回 認定 53名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1810	小野 一雄	1840	前田 智治
1811	薄田 浩幸	1841	菅野 祐幸
1812	野首 光弘	1842	飯田 健一
1813	谷本 昭英	1843	内木 宏延
1814	星田 義彦	1844	星井 嘉信
1816	伊倉 義弘	1845	田代賀比古
1817	湧谷 純	1846	村雲 芳樹
1818	渡辺 みか	1847	末吉 和宣
1822	武島 幸男	1848	山崎 大
1823	三上 芳喜	1849	神田 浩明
1824	櫻井 宏治	1850	横井太紀雄
1825	菅原 修	1851	安見 和彦
1826	西川 俊郎	1852	和田 龍一
1827	溝口 幹朗	1853	桂 義久
1829	河村 俊治	1854	早瀬ヨネ子
1830	安田 政実	1855	伊藤 哲彦
1833	湊 宏	1857	上原 久典
1834	安田 大成	1858	清水 和彦
1835	相田 芳夫	1859	平井 周
1836	佐野 孝昭	1860	鈴木 誠
1837	中江 大	1861	原岡 誠司
1838	都築 豊徳	1862	前島 俊孝
1839	櫻井 信司	1863	小野 貞英

1864 横山 慶一
 1865 藤原 久美
 1866 武内 英二
 1867 大塚 成人

第23回 認定 66名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から5年間

認定番号	氏名	認定番号	氏名
2164	渡邊 和子	2200	佐藤 啓介
2166	清川 貴子	2201	松木田純香
2167	前島亜希子	2202	山本 泰一
2168	佐々木俊樹	2203	木藤 克己
2169	小林 雅子	2204	木村 幸子
2170	加藤 哲子	2205	大喜多 肇
2171	泥谷 直樹	2206	東 美智代
2172	二村 聡	2207	後藤 明輝
2173	佐藤 文子	2208	國安 弘基
2174	新村祐一郎	2209	高木 芳武
2175	篠原 敏也	2210	福岡 順也
2176	河内 茂人	2212	高瀬 優
2177	中野 晃伸	2213	宇野 澄子
2178	前川 傑	2214	広川 佳史
2179	長谷川秀樹	2215	高橋 正人
2180	鹿股 直樹	2216	小幡 雅彦
2181	平川栄一郎	2217	藤井 誠志
2183	塚本 吉胤	2218	白石 淳一
2184	西川 眞史	2219	榎 泰之
2185	藤井 晶子	2220	上條 聖子
2186	西原 弘治	2221	高田 礼子
2187	西倉 健	2222	檜垣 浩一
2188	大池 信之	2223	木村 昭治
2189	山中 正二	2224	白川 律子
2190	石津 英喜	2226	梶原 博
2191	中村 悦子	2227	松木 康真
2192	和仁 洋治	2228	倉田 厚
2193	猛尾 弘照	2229	寺本 典弘
2194	一宮 慎吾	2230	浦崎 晃司
2195	福留 寿生	2231	橋口 明典
2197	大沢 淳子	2232	遠藤 希之
2198	荒川 敦	2233	島尻 正平
2199	前西 修	2235	高澤 豊

第1回 認定1名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から3年間

認定番号 氏名
 91 指方 輝正

第2回 認定1名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から4年間

認定番号 氏名
 335 山本 俊輔

第12回 認定1名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から4年間

認定番号 氏名
 1497 成家 庄二

第20回 認定1名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から2年間

認定番号 氏名
 1982 工藤 英治

第21回 認定1名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から3年間

認定番号 氏名
 2034 坂下 直実

第22回 認定1名

更新期間 平成18年(2006年)4月1日から4年間

認定番号 氏名
 2158 鳥井 郁子

◆平成17年度認定病院・登録施設(第28回)の審査について:

認定病院、登録施設としての新規の申請は、31件、14件であった。審査の結果、それぞれ28件、14件が承認された。認定(登録)期間は、平成17年4月1日から平成19年3月31日までである。

(1) 認定病院

認定番号	病院名
1009	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院
2036	みやぎ県南中核病院
3123	公立藤岡総合病院
3124	深谷赤十字病院
3125	埼玉社会保険病院
3126	埼玉県立小児医療センター
3127	財団法人筑波メディカルセンター筑波メディカルセンター病院
3128	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター
3129	浦安市市川市病院組合浦安市市川市民病院
3130	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院
3131	石心会川崎幸病院
4020	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院
4072	富山赤十字病院
4073	富山県済生会高岡病院
4074	JA長野厚生連小諸厚生総合病院

4075	静岡市立清水病院
4076	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院
4077	半田市立半田病院
4078	稲沢市民病院
5050	医療法人社団新日鐵広畑病院
5079	医療法人生長会ベルランド総合病院
5080	国家公務員共済組合連合会大手前病院
6037	徳島県立中央病院
6038	鳥取市立病院
6039	福山市医師会総合健診センター
6040	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
6041	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
7037	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院

(2) 登録施設

登録番号 病院名

1025	名寄市立総合病院
1026	総合病院北見赤十字病院
1027	JA 北海道厚生連帯広厚生病院
1028	医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院
2028	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院
3100	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院
3101	社団法人地域医療振興協会横須賀市立うわまち病院
4094	伊那中央病院
4095	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院
5080	医療法人景岳会南大阪病院
6049	財団法人倉敷成人病センター
6050	福山市民病院
7047	宮崎県立日南病院
7054	大分赤十字病院

◇平成18年度認定病院・登録施設の更新について：認定病院・登録施設としての更新申請は、審査の結果、それぞれ170施設および88施設の更新が認められた。認定（登録）期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までである。

平成18年度病理専門医研修認定施設更新機関

(第1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27
170施設)

期間2年間 平成18年4月1日～平成20年3月31日

第1回 認可(30施設)

認定番号 施設名

1001	市立札幌病院
2001	青森県立中央病院
2002	岩手県立中央病院
2003	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
3004	千葉県がんセンター

3005	国立がんセンター中央病院
3006	東京厚生年金病院
3007	国立国際医療センター
3008	NTT 東日本関東病院
3009	東京都老人医療センター
3010	独立行政法人国立病院機構東京医療センター
3012	聖路加国際病院
3014	同愛記念病院
3015	武蔵野赤十字病院
3016	川崎市立川崎病院
3017	横浜市立市民病院
3018	神奈川県立がんセンター
4001	新潟県立がんセンター新潟病院
4002	静岡済生会総合病院
4004	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
5002	京都第一赤十字病院
5003	大阪赤十字病院
5005	天理よろづ相談所病院
5006	神戸市立中央市民病院
6001	(財)倉敷中央病院
6002	岡山済生会総合病院
6003	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター
6004	県立広島病院
6006	広島市立広島市民病院
6007	国立岩国病院

第3回 認可(7施設)

認定番号 施設名

1003	市立旭川病院
1004	社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院
3026	神奈川県立こども医療センター
6011	国家公務員共済組合連合会呉共済病院
7004	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
7005	大分県立病院
7006	沖縄県立中部病院

第5回 認可(11施設)

認定番号 施設名

1005	市立函館病院
3032	東京都立駒込病院
4011	静岡県立こども病院
4012	静岡市立静岡病院
4014	三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院
5008	京都市立病院
5011	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
5014	大津赤十字病院
5015	大阪厚生年金病院
5016	国立循環器病センター

6013 総合病院岡山赤十字病院

第7回 認可 (7施設)

認定番号 施設名

2008 医療法人明和会中通総合病院
3011 東京通信病院
3041 社会福祉法人三井記念病院
3043 東京都立広尾病院
5018 松下電器健康保険組合松下記念病院
6015 独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター
6016 愛媛県立中央病院

第9回 認可 (5施設)

認定番号 施設名

2010 (財)太田総合病院附属太田西ノ内病院
3049 大森赤十字病院
4021 名古屋掖済会病院
4022 岐阜市民病院
5023 兵庫県立成人病センター

第11回 認可 (7施設)

認定番号 施設名

2011 八戸市立市民病院
3056 社会保険中央総合病院
3058 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院
4028 岡崎市民病院
5028 医療法人同仁会耳原総合病院
5029 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター
5030 京都民医連中央病院

第13回 認可 (8施設)

認定番号 施設名

2014 いわき市立総合磐城共立病院
3065 栃木県立がんセンター
3066 足利赤十字病院
3067 前橋赤十字病院
3068 医療法人鉄蕉会亀田総合病院
4031 愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院
4032 総合大雄会病院
5031 大阪警察病院

第15回 認可 (8施設)

認定番号 施設名

3024 自衛隊中央病院
3074 千葉県こども病院
3075 財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター
4037 石川県立中央病院
5034 星ヶ丘厚生年金病院

5035 医療法人愛仁会高槻病院

7015 社会保険小倉記念病院

7016 飯塚病院

第17回 認可 (3施設)

認定番号 施設名

4040 新潟県立中央病院
4041 福井赤十字病院
5038 京都第二赤十字病院

第19回 認可 (8施設)

認定番号 施設名

3034 立正佼成会附属佼成病院
3038 国立精神・神経センター国府台病院
3055 国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院
3083 川口市立医療センター
3084 船橋市立医療センター
4013 岐阜県立岐阜病院
4046 トヨタ記念病院
5042 (財)神戸市地域医療振興財団西神戸医療センター

第21回 認可 (9施設)

認定番号 施設名

2018 由利組合総合病院
2019 山形県立日本海病院
2020 鶴岡市立荘内病院
3087 総合病院取手協同病院
3088 成田赤十字病院
3089 東京医療生活協同組合中野総合病院
5004 大阪府立成人病センター
5045 特定医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院
5046 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター

第23回 認可 (21施設)

認定番号 施設名

2028 財団法人 星総合病院
3031 国保松戸市立病院
3042 東京都立豊島病院
3101 国保直営総合病院君津中央病院
3102 医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院
3103 医療法人社団愛心会湘南鎌倉総合病院
4056 市立砺波総合病院
4057 特定医療法人慈泉会相澤病院
5052 市立長浜病院
5053 大津市民病院
5054 京都桂病院
5055 市立池田病院
5056 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

5057 市立堺病院
 5058 市立泉佐野病院
 5059 箕面市立病院
 5060 公立学校共済組合近畿中央病院
 5062 財団法人甲南病院
 6029 香川医療生活協同組合高松平和病院
 7023 長崎市立市民病院
 7024 宮崎県立延岡病院

第25回 認可 (27 施設)

認定番号 施設名

1015 市立室蘭総合病院
 1016 北海道社会保険病院
 1017 NTT 東日本札幌病院
 1018 札幌社会保険総合病院
 1019 JA 北海道厚生連札幌厚生病院
 1021 独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院
 1022 医療法人社団新日鐵室蘭総合病院
 2030 秋田県厚生連平鹿総合病院
 3108 上都賀総合病院
 3109 独立行政法人国立病院機構高崎病院
 3110 国立成育医療センター
 4038 長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院
 4052 焼津市立総合病院
 4061 長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院
 4062 富山厚生農業協同組合連合会高岡病院
 4063 福井県立病院
 4064 富士宮市立病院
 4065 県西部浜松医療センター
 5027 (財)田附興風会医学研究所北野病院
 5066 宝塚市立病院
 5067 加古川市民病院
 6030 鳥取県立中央病院
 6031 住友別子病院
 7028 福岡県済生会福岡総合病院
 7029 熊本赤十字病院
 7030 医療法人中部徳洲会 中部徳洲会病院
 7031 那覇市立病院

第27回 認可 (19 施設)

認定番号 施設名

1025 社会福祉法人函館厚生院函館中央病院
 2034 岩手県立胆沢病院
 2035 財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
 3119 大田原赤十字病院
 3120 春日部市立病院
 3121 独立行政法人国立病院機構東京病院
 3122 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター

4069 掛川市立総合病院
 4070 静岡県立静岡がんセンター
 4071 春日井市民病院
 5001 独立行政法人国立病院機構京都医療センター
 5075 医療法人愛仁会千船病院
 5076 関西電力病院
 5077 大阪府済生会中津病院
 5078 医療法人 明和病院
 6035 鳥取赤十字病院
 7034 医療法人北九州病院北九州総合病院
 7035 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院
 7036 社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院

4. 平成18年度病理専門医研修登録施設更新機関

(第1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27, 88 施設)

期間2年間 平成18年4月1日～平成20年3月31日

第1回 認可 (17 施設)

認定番号 施設名

2004 福島県立会津総合病院
 3001 社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会宇都宮病院
 3009 独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター
 3013 東京都教職員互助会三楽病院
 3020 青梅市立総合病院
 3021 国家公務員共済組合連合会立川病院
 3022 独立行政法人国立病院機構災害医療センター
 3026 平塚市民病院
 4008 名鉄病院
 4013 名古屋市立東市民病院
 4017 市立四日市病院
 4019 市立伊勢総合病院
 4020 近江八幡市民病院
 5013 公立豊岡病院組合立日高病院
 7002 独立行政法人国立病院機構九州医療センター
 7005 日本赤十字社長崎原爆病院
 7007 独立行政法人国立病院機構別府医療センター

第3回 認可 (1 施設)

認定番号 施設名

5022 兵庫県立柏原病院

第5回 認可 (2 施設)

認定番号 施設名

3035 国家公務員共済組合連合会九段坂病院
 5029 医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院

第7回 認可 (3施設)

認定番号	施設名
3042	千葉県救急医療センター
3043	JFE健康保険組合川鉄千葉病院
4034	南生協病院

第9回 認可 (3施設)

認定番号	施設名
4037	佐久市立国保浅間総合病院
4039	国家公務員共済組合連合会名城病院
4040	総合病院中津川市民病院

第11回 認可 (3施設)

認定番号	施設名
3062	東京都職員共済組合青山病院
4045	みなと医療生活協同組合協立総合病院
7031	唐津赤十字病院

第13回 認可 (2施設)

認定番号	施設名
1006	独立行政法人国立病院機構道北病院
4051	医療法人社団健和会健和会病院

第15回 認可 (5施設)

認定番号	施設名
3070	(財)東京都保健医療公社東部地域病院
4056	山田赤十字病院
4057	松阪市民病院
6020	岡山労災病院
6021	三豊総合病院

第17回 認可 (3施設)

認定番号	施設名
3074	医療生協さいたま生活協同組合埼玉協同病院
4061	豊川市民病院
5048	市立伊丹病院

第19回 認可 (8施設)

認定番号	施設名
1009	国家公務員共済組合連合会斗南病院
4069	榛原総合病院
4070	飯田市立病院
4071	大垣市民病院
4072	羽島市民病院
5050	社会保険京都病院
5051	加西市立加西病院
7041	今給黎総合病院

第21回 認可 (9施設)

認定番号	施設名
1011	美唄労災病院
1014	医療法人徳洲会札幌徳洲会病院
3084	放射線医学総合研究所重粒子治療センター
4075	西尾市民病院
5056	高槻赤十字病院
5058	姫路赤十字病院
5059	兵庫県立こども病院
6035	医療法人近森会近森病院
7043	医療法人親仁会米の山病院

第23回 認可 (7施設)

認定番号	施設名
1019	医療法人王子総合病院
2018	岩手県立大船渡病院
3086	草加市立病院
3087	恩賜財団済生会若草病院
4079	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院
4080	一宮市立市民病院
7048	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院

第25回 認可 (16施設)

認定番号	施設名
1013	医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院
2020	公立刈田総合病院
2021	宮城県立がんセンター
2022	仙台社会保険病院
2023	大崎市民病院
3094	(財)結核予防会複十字病院
3095	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院
4085	長野市民病院
4086	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院
5069	大阪府済生会富田林病院
5070	市立枚方市民病院
5071	明石市立市民病院
5072	赤穂市民病院
5073	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター
6030	医療法人里仁会興生総合病院
7050	沖縄県立北部病院

第27回 認可 (9施設)

認定番号	施設名
1024	留萌市立病院
4092	福井県済生会病院
4093	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院
5079	泉大津市立病院
6047	国家公務員共済組合連合会高松病院

- 6048 高知県立幡多けんみん病院
 7051 沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター
 7052 医療法人沖繩徳洲会南部徳洲会病院
 7053 医療法人かりゆし会ハートライフ病院

◆平成17年度事業報告について：第95回（平成17年度）総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成17年度事業報告（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、以下のとおりである。

平成17年度事業報告並びに決算報告

平成17年度事業報告並びに収支決算報告が以下のとおり承認された。

- (1) 平成17年度事業報告
 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- I. 学術集会、研究会等の開催
1. 学術集会の開催
- (1) 「第94回日本病理学会総会」（於横浜市・長村義之会長）を開催
- (2) 「第51回日本病理学会秋期特別総会」（於東京都・深山正久代表世話人）を開催
2. 研究会、講習会等の開催
- (1) 「第3回日本病理学会カンファレンス（2005道後）」を実施
- (2) 細胞診講習会（於広島市）を実施
- (3) 病理診断講習会（於横浜市）を実施
- (4) 病理技術講習会（於東京都）を実施
- (5) 各支部会における「学術・研修集会」等を実施
3. 市民公開フォーラム（於横浜市）を開催
- II. 学会誌、学術図書等の発行
1. 「日本病理学会会誌」（第94巻第1～2号）を発行
2. 「Pathology International」（第55巻第4～12号，第56巻第1～3号）を発行
3. 「診断病理」（第22巻第2～4号，第23巻第1号）を発行
4. 「日本病理学会会報」（第207号～218号）を発行
5. 「病理専門医会報」（2005年第2～4号，2006年第1号）を発行
- III. 研究および調査
1. 「日本病理剖検輯報」第46輯（平成15年症例）を発行
2. 剖検輯報編集方法を変更・充実
3. 剖検記録データベースを再構築
- IV. 病理専門医等の資格認定
1. 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験（於東京都）を実施
2. 病理専門医を広告

3. 「病理専門医研修ガイドライン」を改定
4. 研修施設を認定
- V. 学術団体との協力、連絡
1. 他学会との会議共催および後援（国内）を多数実施
2. 腫瘍取扱い規約（甲状腺，副腎腫瘍等）を改訂
3. 海外病理学会との交流
- (1) 英国病理学会との会員の相互派遣，学術交流を実施
- (2) ドイツ病理学会との学術交流を実施
- VI. その他目的を達成するために必要な事業
1. 日本病理学会学術奨励賞を5名に授与
2. 本学会会員の海外派遣者1名を決定，前年度派遣者からの報告
3. 病理学教育ワークショップ（於東京都）を実施
4. 病理診断コンサルテーションシステムを充実
5. インターネットホームページを充実
6. 医師賠償責任保険加入取扱いを実施
7. 病理専門医制度運営，口腔病理専門医制度運営，医療業務等の各種委員会を開催

◆平成17年度収支決算報告について：第95回（平成18年度）総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成17年度収支決算報告は、以下のとおりである。

- (2) 平成17年度収支決算報告
- 1) 収支計算書
 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

科目	予算額	決算額	差異
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	3,000	298	△ 2,702
受取利息収入	3,000	298	△ 2,702
2. 会費収入	79,680,000	75,721,000	△ 3,959,000
正会員・学術評議員会費	31,000,000	31,723,000	723,000
同終身会費	7,000,000	5,400,000	△ 1,600,000
同一一般会員会費	30,000,000	26,548,000	△ 3,452,000
学生会員会費	30,000	15,000	△ 15,000
賛助会員会費	350,000	250,000	△ 100,000
機関会員会費	500,000	445,000	△ 55,000
病理専門医部会員会費	10,800,000	11,340,000	540,000
3. 事業収入	113,700,000	124,874,286	11,174,286
学術集会収入	68,000,000	83,828,610	15,828,610
論文掲載料収入	3,000,000	2,749,864	△ 250,136
広告料収入	2,000,000	999,600	△ 1,000,400
刊行物発行収入	17,500,000	15,275,400	△ 2,224,600
専門医制度収入	15,700,000	14,294,000	△ 1,406,000
病理専門医部会収入	4,500,000	4,006,250	△ 493,750
講習会等収入	1,500,000	436,000	△ 1,064,000
賠償責任保険事務費収入	1,500,000	3,284,562	1,784,562

4. 補助金収入	10,800,000	11,600,000	800,000
学術振興会科学研究費	10,600,000	11,400,000	800,000
日本医学会補助金	200,000	200,000	0
5. 雑収入	662,000	1,506,495	844,495
受取利息収入	12,000	4,043	△ 7,957
雑収入	650,000	1,502,452	852,452
当期収入合計 (A)	204,845,000	213,702,079	8,857,079
前期繰越収支差額	39,758,000	49,350,378	9,592,378
収入合計 (B)	244,603,000	263,052,457	18,449,457

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差 異
II. 支出の部			
1. 事業支出	162,650,000	167,430,840	4,780,840
学術集会経費	70,000,000	85,525,160	15,525,160
学会誌発行経費	38,000,000	36,485,733	△ 1,514,267
会報発行経費	3,500,000	3,540,600	40,600
剖検輯報刊行経費	18,000,000	13,671,459	△ 4,328,541
専門医制度運営経費	10,800,000	7,755,390	△ 3,044,610
病理専門医部会経費	11,500,000	5,512,300	△ 5,987,700
支部運営経費	3,350,000	5,850,000	2,500,000
学術奨励等経費	3,000,000	4,600,000	1,600,000
講習会等経費	2,000,000	935,387	△ 1,064,613
各種委員会経費	2,500,000	3,554,811	1,054,811
2. 管理費	32,670,000	32,487,093	△ 182,907
人件費	15,500,000	16,264,980	764,980
福利厚生費	1,600,000	1,968,425	368,425
交通費	700,000	682,560	△ 17,440
通信運搬費	2,500,000	2,870,274	370,274
会議費	1,000,000	690,284	△ 309,716
印刷費	2,400,000	1,550,519	△ 849,481
備品費	200,000	0	△ 200,000
消耗品費	300,000	412,141	112,141
光熱費	230,000	216,453	△ 13,547
賃借料	2,800,000	2,547,936	△ 252,064
諸会費	950,000	800,000	△ 150,000
補助金	200,000	700,000	500,000
修繕費	100,000	0	△ 100,000
嘱託料	1,490,000	1,459,500	△ 30,500
租税公課 (消費税等)	2,200,000	1,862,700	△ 337,300
雑費	500,000	461,321	△ 38,679
3. その他	7,800,000	17,320,998	9,520,998
退職給与引当預金支出	1,500,000	1,500,000	0
学術医療基金引当預金	6,300,000	15,820,998	9,520,998
繰入支出他			
4. 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000
当期支出合計 (C)	204,120,000	217,238,931	13,118,931
当期収支差額 (A-C)	725,000	△ 3,536,852	△ 4,261,852
次期繰越収支差額 (B-C)	40,483,000	45,813,526	5,330,526

2) 正味財産増減計算書

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

(単位 円)

科 目	金 額		
I. 増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額	△ 3,536,852		
給与引当預金積立金額	1,500,000		
学術医療基金引当預金積立額	15,820,800		
国際交流基金引当預金積立額	198	13,784,146	
2. 負債減少額			
増加額合計			13,784,146
II. 減少の部			
1. 資産減少額			0
2. 負債増加額			
退職給与引当金繰入額	1,500,000	1,500,000	
減少額合計			1,500,000
当期正味財産増加額			12,284,146
前期繰越正味財産額			200,601,005
期末正味財産合計額			212,885,151

3) 貸借対照表

平成 18 年 3 月 31 日現在

(単位 円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	102,036,250		
前払金	387,691		
立替金	2,290,000		
未収金	2,451,350		
流動資産合計			107,165,291
2. 固定資産			
基本財産	30,000,000		
その他の固定資産			
特別財産	136,056,668		
保証金	930,000		
退職給与引当預金	11,200,000		
什器備品	84,957		
その他の固定資産合計	148,271,625		
固定資産合計		178,271,625	
資産合計			285,436,916
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	49,232,000		
未払金	11,963,005		
預り金	156,760		
流動負債合計		61,351,765	
2. 固定負債			
退職給与引当金	11,200,000		
固定負債合計		11,200,000	

負債合計		72,551,765
III. 正味財産の部		
正味財産		212,885,151
(うち基本金)		(30,000,000)
(うち正味財産当期増加額)		(12,284,146)
負債及び正味財産合計		285,436,916

4) 財産目録

平成 18 年 3 月 31 日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
現金 現金手許有高	260,813	
普通預金 みずほ銀行本郷支店	99,845,195	
普通預金	1,700	
三菱東京 UFJ 銀行本郷支店		
定期預金 みずほ銀行本郷支店	23,351	
信託預金 三菱信託銀行本店	215,909	
郵便振替貯金	1,689,282	
現金預金合計	102,036,250	
(2) 前払金		
家賃	195,300	
会費金融機関自動振替手数料	192,391	
前払金合計	387,691	
(3) 未収金		
学会誌発行収入等	2,451,350	
(4) 立替金		
P.I. カラー頁印刷費	2,290,000	
流動資産合計		107,165,291
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
普通預金	30,000,000	
三菱東京 UFJ 銀行本郷支店		
(2) その他の固定資産		
① 特別財産		
学術医療基金引当預金	116,015,482	
(普通・三菱東京 UFJ 銀行春日支店)		
国際交流基金引当預金	20,041,186	
(普通・りそな銀行本郷支店)		
特別財産合計	136,056,668	
② 保証金	930,000	
③ 退職給与引当預金	11,200,000	
④ 什器備品	84,957	
その他の固定資産合計	148,271,625	
固定資産合計		178,271,625
資産合計		285,436,916

科 目	金 額	
II. 負債の部		
1. 流動負債		
(1) 前受金		
平成18年度会費・部会費等	49,232,000	
(2) 未払金		
英文誌印刷費等	6,025,000	
日病会誌印刷費・発送手数料	4,917,255	
会報印刷費	120,750	
未払消費税	900,000	
未払金合計	11,963,005	
(3) 預り金		
源泉所得税	156,760	
流動負債合計		61,351,765
2. 固定負債		
(1) 退職給与引当金	11,200,000	
固定負債合計		11,200,000
負債合計		72,551,765
正味財産		212,885,151

◆会員数 (平成 18 年度 7 月 31 日現在) :

正会員	3,844 名
(学術評議員	1,577 名)
(一般会員	2,267 名)
学生会員	2 名
名誉会員	229 名
賛助会員	4 名
機関会員	91 名
計	4,170 名

◆役員一覧 (平成 18 年度) :

日本病理学会の役員は、以下のとおりである。

(1) 理事および監事

(任期: 平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

理 事 長	長村 義之
副理事長・常任理事	岡田 保典
副理事長・理 事	深山 正久
常任理事	真鍋 俊明
常任理事	黒田 誠
理 事	青笹 克之
理 事	林 良夫
理 事	樋野 興夫
理 事	井内 康輝
理 事	中島 孝
理 事	中沼 安二
理 事	根本 則道
理 事	小川 勝洋
理 事	坂本 穆彦
理 事	笹野 公伸
理 事	澤井 高志

理事	居石 克夫
理事	恒吉 正澄
理事	堤 寛
監事	松原 修
監事	手塚 文明

(2) 支部長

(兼務 任期:平成18年4月1日~平成20年3月31日)

北海道	小川 勝洋
東北	澤井 高志
関東	中島 孝
中部	中沼 安二
近畿	青笹 克之
中国四国	井内 康輝
九州沖縄	居石 克夫

◇各種委員会委員名簿(平成年度18年度):

委員の一部に交代があり、委員会の構成は以下のとおりとなった。

1. 企画委員会

深山正久(委員長), 岡田保典, 真鍋俊明, 黒田 誠, 坂本穆彦, 堤 寛, 笹野公伸, 中島 孝, 中沼安二

2. 広報委員会

坂本穆彦(委員長), 岡田保典, 真鍋俊明, 黒田 誠, 深山正久, 林 良夫, 小川勝洋, 恒吉正澄, 堤 寛, 藤井丈士, 望月 眞, 谷山清己

3. 財務委員会

真鍋俊明(委員長), 岡田保典, 黒田 誠, 深山正久, 坂本穆彦, 笹野公伸, 恒吉正澄

4. 学術委員会

岡田保典(委員長), 真鍋俊明, 黒田 誠, 深山正久, 坂本穆彦, 青笹克之, 林 良夫, 樋野興夫, 居石克夫, 落合淳志, 坂元亨宇, 山本哲郎, 高橋雅英, 立松正衛, 高松哲郎, 当該年春期総会会長(中沼安二), 当該年秋期特別総会世話人(向井 清)

4-2. 学術奨励賞選考委員会

樋野興夫(委員長), 青笹克之, 中沼安二, 小川勝洋, 居石克夫, 恒吉正澄, 岡田保典, 堤 寛, 黒田 誠

5. 研究推進委員会

樋野興夫(委員長), 深山正久, 岡田保典, 中山 淳, 笹栗靖之, 北川昌伸, 白井智之, 高橋雅英, 安井 弥

6. 編集委員会

恒吉正澄(委員長), 深山正久, 坂本穆彦, 真鍋俊明, 岡田保典, 樋野興夫, 根本則道, 堤 寛, 高橋雅英

6-2. Pathol Int 常任刊行委員会

高橋雅英(委員長), 秋山 太, 藤本純一郎, 原田孝之, 廣瀬隆則, 今北正美, 井内康輝, 石田 剛, 岩崎 宏, 城 謙輔, 前田 盛, 森永正二郎, 向井 清, 中里洋一, 野口雅之, 落合淳志, 岡田保典, 岡安 勳, 坂元亨宇, 笹野公伸,

佐藤雄一, 清水道生, 白井智之, 堤 雅弘, 堤 寛, 横山繁生, 吉野 正

6-3. 剖検情報委員会

根本則道(委員長), 藤原 恵, 市原 周, 楠美嘉晃

7. 病理専門医制度運営委員会

黒田 誠(委員長), 根本則道, 堤 寛, 笹野公伸
橋本 洋, 清水道生, 田村浩一, 森谷卓也, 仁木利郎, 梅村しのぶ, 石黒信吾, 森永正二郎, 坂本穆彦

7-2. 病理専門医試験委員会

清水道生(委員長), 田村浩一, 長谷川匡, 杉谷雅彦, 福永真治, 中谷行雄, 坂元亨宇, 安田政実

7-3. 病理専門医資格審査委員会

森永正二郎(委員長), 森谷卓也, 安田政実, 中村栄男, 中村眞一, 八尾隆史

7-4. 病理専門医施設審査委員会

橋本 洋(委員長), 石黒信吾, 石田 剛, 岩田 純, 佐藤昌明, 都築豊徳

7-5. 「診断病理」編集委員会

坂本穆彦(委員長), 蛇澤 晶(副), 小松明男(副), 笹島ゆう子(副), 向井萬起男(副), 若林淳一, 江村 巖, 内藤善哉, 白石泰三, 寺田信行, 吉野 正, 横山繁生(以上支部編集委員)

7-6. 病理専門医部会会報編集委員会

清水道生(委員長), 堤 寛(副), 望月 眞(副), 三代川齊之, 岩間憲行, 梅村しのぶ, 全 陽, 富田裕彦, 藤原 恵, 小田義直

7-7. 病理診断講習会委員会

清水道生(委員長), 森谷卓也, 横山繁昭, 増田友之, 内藤善哉, 白石泰三, 寺田信行, 吉野 正, 竹屋元裕

8. 医療業務委員会

根本則道(委員長), 真鍋俊明, 中島 孝, 澤井高志, 廣川満良, 湊 宏, 大橋健一, 松野吉宏, 清水道生

8-2. コンサルテーション小委員会

森永正二郎(委員長代行), 手島伸一, 加藤良平, 松野吉宏, 田中祐吉

8-3. 社会保険小委員会

稲山嘉明(委員長), 佐々木 毅, 逸見明博, 熊坂利夫, 大倉康男, 横山宗伯, 森 正也(顧問:原 正道, 齊藤 澄, 水口國雄)

8-4. 精度管理小委員会

羽場礼次(委員長), 鬼島 宏, 長嶋洋治, 大林千穂, 清水禎彦, 和田 了, 柳井広之

8-5. 剖検・病理技術小委員会

谷山清己(委員長), 万代光一, 明石 巧, 筑後孝章, 長谷川剛, 仲里 巖, 山城勝重, 柳井広之

8-6. 癌取扱い規約小委員会

坂本穆彦(委員長), 伊藤以知郎, 森永正二郎

8-7. 地域病理ネットワーク小委員会

- 井内康輝 (委員長)
- 8-8. 病理診断体制専門委員会
水口國雄(委員長), 羽山忠良, 小松明男, 大橋健一, 嶋田裕之, 田村浩一, 安田政実
9. 口腔病理専門医制度運営委員会
林 良夫(委員長), 根本則道, 井上 孝, 出雲俊之, 小宮山一雄, 朔 敬, 高田 隆, 山口 朗
- 9-2. 口腔病理専門医試験委員会
高田 隆(委員長), 小宮山一雄, 朔 敬, 山口 朗, 井上 孝
- 9-3. 口腔病理専門医資格審査委員会
朔 敬 (委員長), 高田 隆
10. 教育委員会
堤 寛(委員長), 青笹克之, 井内康輝, 羽場礼次, 伊藤浩史, 鬼島 宏, 下 正宗, 田村浩一
11. 国際交流委員会
笹野公伸(委員長), 根本則道, 荒川 敦, 福永真治, 三上芳喜, 長嶋洋治, 梅村しのぶ
12. 支部委員会
小川勝洋(委員長), 澤井高志, 中島 孝, 中沼安二, 青笹克之, 井内康輝, 居石克夫
13. 倫理委員会
井藤久雄(委員長), 岡崎悦夫, 武村民子, 堤 寛, 増井徹 (外部委員), 中島みち (外部委員), 宇都木伸 (外部委員)
14. リスクマネジメント委員会
井内康輝(委員長), 野々村昭孝, 長村義之, 坂本穆彦, 児玉安司 (外部委員)
15. 医療関連死関係専門委員会
黒田 誠(委員長), 深山正久, 真鍋俊明, 森 茂郎, 根本則道, 野口雅之, 岡崎悦夫
16. プログラム推進委員会
岡田保典, 黒田 誠, 深山正久, 青笹克之, 清水道生, 梅村しのぶ, 村田哲也
- ◇社団法人日本病理学会事務局:
・住所: 〒 113-0033 文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4 階
・TEL: 03-5684-6886
・FAX: 03-5684-6936
・E-mail: jsp-admin@umin.ac.jp (事務局)
・E-mail: pin@blackwellpublishing.com (Pathology Int. 編集室)
・ホームページ: <http://jsp.umin.ac.jp/>
・郵便振替口座: 口座番号 00130-4-32817
加入者名 日本病理学会